

平成26年 米原市議会
第2回定例会

健康福祉常任委員会会議録

開会 平成26年6月16日

閉会 平成26年6月16日

米原市議会

平成26年米原市議会 第2回定例会
健康福祉常任委員会会議録（第1号）

1. 日 時 平成26年6月16日(月) 午前9時30分開会
2. 場 所 第1委員会室
3. 出席委員 7名
委員長 北村喜代隆
副委員長 藤田正雄
委員 今中力松、中川雅史、堀江一三、鏑田明、前川明
4. 欠席委員 なし
5. 職務出席 議長 的場收治
6. 出席説明員
市長 平尾道雄
副市長 西田弘
教育長 山本太一
健康福祉部長 佐竹登志子
健康福祉部次長・福祉支援課長 高畑健一
福祉支援課長補佐 服部幸治
福祉支援課長補佐 澤村みな子
高齢福祉介護課長 的場文男
高齢福祉介護課長補佐 馬淵仁美
高齢福祉介護課主幹 石河輝男
健康づくり課長 立木ひろみ
健康づくり課長補佐 西澤温子
健康づくり課長補佐 北村亨
社会福祉課長 森田正次
社会福祉課長補佐 松岡正明
社会福祉課長補佐 西野淑子
こども未来部長 岩山光一
こども未来部次長・保育幼稚園課長 安食富美子
保育幼稚園課長補佐 寫真弓
市民部長・危機管理監 膽吹邦一
市民部次長・保険課長 千種恵美子
保険課主任 森篤志
総務課長補佐 宮川巖

財政課長

上村浩

財政課長補佐

岩島秋彦

7. 事務局職員

事務局長 中谷利治 事務局書記 安田真理子

8. 会議に付した事件

(1) 付託案件の審査

議案第51号 平成26年度米原市一般会計補正予算(第1号)中、健康福祉常任委員会の所管に属する事項

議案第52号 平成26年度米原市国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算(第1号)

議案第53号 平成26年度米原市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第58号 米原市地域包括医療福祉センター条例について

議案第60号 米原市福祉医療費助成条例および米原市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

議案第65号 米原市地域福祉センター条例の一部を改正する条例について

議案第66号 米原市ボランティアセンター三島荘条例の一部を改正する条例について

議案第67号 米原市西部デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について

議案第68号 米原市伊吹健康プラザ愛らんど条例の一部を改正する条例について

議案第69号 米原市米原げんきステーション条例の一部を改正する条例について

議案第70号 米原市保健センター条例の一部を改正する条例について

請願第1号 手話言語法制定を求める請願

(2) 委員会発議案件

意見書第7号 「手話言語法」制定を求める意見書

意見書第8号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

○委員長（北村喜代隆）

皆さん、おはようございます。

米原市のほたるまつり、きのうで終わったんですね。まだやってるの。終わってるのは終わってる。私の集落世継でもこの土曜日にですね、蛍の観察会というのをやらせていただきました。近年、環境に優しい農業ということを進めています。そういうことがあって、だんだん蛍がふえてきて、3年ぐらい前から蛍の観察会をやるとうことで、全戸にチラシをつくって案内をして、それでやっております。非常にたくさんの、土曜日は子供たちも参加してくれて、実は私の1歳半の孫もついてきたんでびっくりしたんですけども、これは川に落ちるとやばいのでそのまま連れて帰ってもらいましたけども、そんなことで子供たちにも大変盛況でありました。

農地は麦秋を迎えました。この麦の刈り取りも、今、梅雨の切れ目の間を狙ってどんどん進んできているというふうに思います。私たちの周りの景色、この時期どんどん変わっているなというふうに思っております。

さて、本日は健康福祉常任委員会を開催させていただきました。委員の皆さん、息災に御参加いただきまして大変ありがとうございます。本日の慎重審査をお願いいたしまして、私の開会の御挨拶とさせていただきます。

それでは、市長の御挨拶をお願いします。

平尾市長。

○市長（平尾道雄）

皆さん、おはようございます。

本日、健康福祉常任委員会ということで、皆さん方にはそれぞれお忙しい中御出席を賜りました。まことにありがとうございます。

さて、今月初めであったと思います。新聞あるいはメディアにも出ておりましたけど認知症が原因で行方不明になっている方が実に1万人を超えている、全国で1万322人という数字が出ておりましたけども、私も改めて驚きました。あわせて滋賀県下で102名の警察への届け出があつて、その中で1人が死亡されておつて、2人が今なお見つからないということが明らかにされています。

従来から申し上げてきた、高齢化社会になって認知症の問題というのは誰もが可能性を持っているし、認知症になったら本当に人格とか尊厳とか、そのことが大きく侵されている状態を見ると、老いることがだめなような象徴に見られますけども、やっぱり認知症になっても安心してその地域で暮らしていける、老いていける、こういう社会をやっぱり地域社会の中でつくっていかないと、かなり私たちの老後といたしますか、みずからの問題としてかなり深刻に思っています。そういう意味で、

言葉として住みなれた地域で安心して暮らしていける、そういう意味で地域をどうしていくのかということはこの認知症の問題を含めて、そのことをかなり正面に置いて体制整備を急がなければならないなということに改めて感じているところであります。

また、今ほど委員長も報告をいただきましたように、ほたるまつり、6日から15日で一応終わりました。私も14、15とは近くのところを回らせてもらいましたけども、本当に改めていつもの光景ではあるんですけども、交通整理をやっていただいているボランティアの方、本当に御苦労さんであろうと思います。しかも、ところによっては本当に観光バスがたくさん来ていました。これも若干、市長としては慎まなければならない発言かも知れませんが、この人たちがどのようにお金を落としてくれるのかなということに大いに気になりましたし、期間限定とはいながらあれだけたくさんの方が来ることについて、もう少しビジネスライクに捉えることが必要かなということに思いました。今後また環境なのか観光なのかということを含めて、蛍の分野では行政内部でも議論を始めておりますけど、また議会からもいろいろ御提案なり御指導も賜りたいと思います。

さて、本日でございますけども、本委員会、お願いする案件でございます。平成26年度米原市一般会計及び平成26年度各特別会計補正予算のほかに、米原市地域包括医療福祉センター条例の制定、さらには条例の一部を改正する条例などについてでございます。以上の案件、慎重なる御審議を賜りますよう改めてお願いを申し上げます。まことに簡単ではございますが開会に当たってのお願いと御挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（北村喜代隆）

市長の御挨拶が終わりました。

ただいまの出席委員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから米原市議会健康福祉常任委員会を開会いたします。

本委員会に会議事件説明のために出席を求めた者は、市長、副市長、教育長外関係職員であります。なお、議長につきましては、職務出席であります。

傍聴議員は、竹中議員、中川松雄議員、澤井議員、吉田議員、松崎淳議員であります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

それでは、付託を受けました議案第51号 平成26年度米原市一般会計補正予算（第1号）中、市民部の所管に属する事項を議題といたします。

提出者の説明をお願いします。

膽吹部長。

○市民部長・危機管理監（膽吹邦一）

おはようございます。市民部でございます。

今回の案件につきましては、一般会計並びに米原直診の特別会計の予算案件が2件と、新たに条例を制定いたします部分と改定、条例案件が2件でございます。担当の千種次長のほうから説明申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

○委員長（北村喜代隆）

千種次長。

○市民部次長・保険課長（千種恵美子）

おはようございます。保険課千種でございます。

それでは、議案第51号 平成26年度米原市一般会計補正予算（第1号）中、保険課の所管に属する事項について説明いたします。

今回の補正につきましては、地域包括医療福祉センター施設整備に係る工事請負費、地域包括ケアセンターいぶきの自動血球係数測定装置のふぐあいに伴う更新リース料、国民健康保険直営診療所事業特別会計への繰出金についてお願いします。

まず、歳出についてですが、19・20ページをお開きください。

3款民生費・1項社会福祉費・5目国民健康保険費・28節繰出金773万2,000円の減額につきましては、米原診療所に従事する職員の人事異動等に伴い、繰出金の減額をお願いするものです。

次に、次ページ21・22ページをごらんください。

8目社会福祉施設費・14節使用料及び賃借料86万6,000円は、医療用器具使用料で、15節工事請負費につきましては、現在、ふたば幼稚園の敷地に在宅医療支援拠点施設を整備するとともに、子育て・子育て世代の応援の視点から、医療と一体となった子育て支援策や障害児福祉対策の実施が可能となる施設の整備を行うための建設工事にかかる2億1,150万5,000円の追加をお願いするものです。

戻っていただきまして、4ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正は、歳出で今ほど説明いたしました地域包括医療福祉センターの事業を平成27年秋の開始を目指しまして、この議会が終わりましたら直ちに着手し、約10カ月くらいの工期を要することから、6億9,200万円を限度額とする債務負担行為を行うものです。

次ページの第3表地方債補正につきましては、同じく医療福祉センター整備にかかる変更でございまして、起債の方法、利率、償還の方法等の内容については、補正前と変わりありません。

次に、歳入について説明いたします。11・12ページをお開きください。

20款・1項市債・2目民生費・1節社会福祉施設整備事業債は、歳出で説明い

たしました医療福祉センター整備事業に伴う合併特例債の追加でございます。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（北村喜代隆）

御苦労さまでした。

それでは、これより本案について質疑を求めます。

質疑はありませんか。

どうですか、特によろしいか。

副委員長。

○副委員長（藤田正雄）

特会でいいんですか、一般会計の中、直営診療所の減額補正で770万かな、減額補正されているんですけど、これ人事異動に伴うという話なんですけど、かなりの額が減額補正されているんですけど、どなたの給料がどうなったんでこの700万という減額が生じたのか、ちょっと教えていただけますか。

○委員長（北村喜代隆）

特別会計のほうでやりませんか。

○副委員長（藤田正雄）

特別会計のほうでしまししょうか。

○委員長（北村喜代隆）

そうしまししょう、特別会計のほうで。

ほか質疑ありますか。

（「質疑なし」）

○委員長（北村喜代隆）

よろしいか、はい。

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、議案第52号 平成26年度米原市国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

千種次長。

○市民部次長・保険課長（千種恵美子）

それでは、議第52号 平成26年度米原市国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ773万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,696万8,000円とするものです。

初めに歳出についてですが、8ページ・9ページをごらんください。

今回の補正につきましては、今ほど一般会計の補正でも申し上げましたとおり、定期の人事異動に伴う人件費と嘱託職員の共済費改定による不用額の減額をするものです。この人件費は、看護師1人分でございます。

次に歳入についてですが、6ページ・7ページをごらんください。

歳出で人件費の不用額の減額をしました分は、一般会計で説明しました直営診療所事業特別会計へ補填繰り入れをしていただいている分の減額をするものです。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（北村喜代隆）

はい、御苦労さまでした。

これより、本案についての質疑を求めます。

では副委員長。

○副委員長（藤田正雄）

今、看護師1人分ということで回答いただいたと思うんですけど、その看護師1人分というのはどういう基準、患者数に対して要らなくなったということなんですか。それとも、もともと多かったということなんですか。もっともう少しどういう形で看護師1人分が不用になったのかも説明していただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○委員長（北村喜代隆）

千種次長。

○市民部次長・保険課長（千種恵美子）

当初予算の説明の際にも申し上げましたが、医師と看護師、理学療法士、作業療法士につきましては、地域包括ケアセンターから派遣をしていただく関係で市の職員はそこには事務職しかおりません。そういった関係で、25年度には看護師は市の職員が対応していたんですけれども、なかなかその職員の代替とか確保するのに臨時の看護師の確保に苦慮しましたので、今は全面的に医師・看護師等を派遣していただいている関係で、職員の異動があったことにより減額をさせていただきました。

○委員長（北村喜代隆）

副委員長。

○副委員長（藤田正雄）

そうすると、今の包括のほうから派遣していただくということなんですけども、そうするともう包括に対して、その今まで700万ほど一般会計からもっていたわけなんですけども、その分の補填とかそういうものは要らなくて、全くこの700万減という形で運営が可能やということになったわけですか。

○委員長（北村喜代隆）

千種次長。

○市民部次長・保険課長（千種恵美子）

看護師の分は医師と同じように委託料で支払いをさせていただきます。

○委員長（北村喜代隆）

副委員長。

○副委員長（藤田正雄）

その分が増額されているという考え方でいいんですか。委託料の中に。

○市民部次長・保険課長（千種恵美子）

委託料が増額でございます。

○副委員長（藤田正雄）

わかりました。

○市民部次長・保険課長（千種恵美子）

済みません、修正します。

○委員長（北村喜代隆）

千種次長。

○市民部次長・保険課長（千種恵美子）

今のはちょっと増額と申し上げて間違いでございます。当初の予算の枠内で医師と看護師の派遣がしていただけるようになっております。失礼しました。

○委員長（北村喜代隆）

はい、よろしいか。副委員長、いいですか。

ほか質疑ありますか。

（「質疑なし」）

○委員長（北村喜代隆）

よろしいか、皆さん。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第58号 米原市地域包括医療福祉センター条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

千種次長。

○市民部次長・保険課長（千種恵美子）

続きまして、議案第58号 米原市地域包括医療福祉センター条例について説明いたします。

この提案につきましては、住みなれた地域において、多職種が連携した医療及び福祉の有機かつ効率的なサービスを提供し、地域における包括的かつ継続的な在宅医療を推進するとともに、児童福祉法に定める支援事業を行う施設を設置するた

め、この案を提出するものでございます。

今回の制定に当たりまして、第1条をお開きください。

第1条においては、名称並びに設置目的と位置について規定しております。

続きまして第2条では、医療福祉センターを構成する施設について規定しております。

第3条では、そこで行う事業について規定し、第4条では、診療時間等については規則で定めるとしております。

第5条から第8条につきましては、利用者の範囲を規定し、第9条から第11条につきましては、第3条で規定する診療または保育を受けた者、訪問看護ステーションの事業を受けた者、児童発達支援センターの事業を利用した者の利用料金について根拠等を定めております。なお、病児病後児等の保育につきましては、規則で定めます。

第12条におきましては、入場の制限ができる規定をしております。第14条におきましては、この施設には地域包括支援センターを併設できることを定めております。

第15条から17条におきましては、指定管理者による管理と管理の基準、利用料金等について規定しております。

第18条におきましては、条例の施行に関し必要な事項は、規則に委任することとしています。

付則において、指定管理者に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、公布の日から施行できるものとしております。

以上、概要の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（北村喜代隆）

はい、御苦労さまでした。

これより、本案についての質疑を行います。

質疑ありますか。

鏑田委員。

○委員（鏑田明）

15条から指定管理の関係が明記されているわけですが、竣工が来年の27年の秋ということやったと思うんです。それに合わせて指定管理をしていくということですけど、以前からの話の中では、公募ということやったと思うんですね。公募者があればいいんですが、ない可能性もなきにしもあらずということかと思うんです。その辺を、この指定管理公募されるのは、大体いつぐらいになるんですか。

○委員長（北村喜代隆）

千種次長。

○市民部次長・保険課長（千種恵美子）

本議会でこの条例の御承認をいただいたら、並行して今規則等を検討しておりますので、早いうちに公募をかけていきたいと思っております。公募の期間は1カ月を必要としておりますので、また指定管理者の指定については、議会の議決を受けるといふふうに、承認をいただくようになっておりますし、その辺を手順よく進めていきたいと考えております。

○委員長（北村喜代隆）

鏑田委員。

○委員（鏑田明）

わかりました。できるだけ早く公募していただきたいと思うのと、それから公募者が応募されて指定管理を受ける、この医師ですね、その方が医療施設を使う場合に勝手よく使いたいというか、そういう問題も起きてこようかと思うんです。できるだけ早くその公募していただいて、決めていただいてその医師との調整をやっばり十分とっていただきたいというふうに思うわけですが、その辺はどうですか。

○委員長（北村喜代隆）

千種次長。

○市民部次長・保険課長（千種恵美子）

御指摘のとおりでございまして、早い時期に決めるような内部の調整を総合的に検討しているところでございます。公募するときの仕様書に事細かくあらわしていきたいと思っておりますので、そこら辺は好き勝手に使われないように。業務委託しているわけではないので、指定管理者としての認識のもとに動いていただくように、逐一指導もしていきたいと思っております。

○委員長（北村喜代隆）

ほか質疑ありますか。

議長どうぞ。

○議長（的場收治）

確認ですけれども、医療福祉センターはいろんな事業を行う複合施設になるんですが、全て指定管理者に管理運営、事業を行ってもらおうということですね。

○委員長（北村喜代隆）

千種次長。

○市民部次長・保険課長（千種恵美子）

今の市の方針というか方向づけは、一括して医療だけでなく複合施設のよさを生かして子育ても障害児の支援もできるような、その辺のメリットも生かしていただけるように、一括した指定管理者に任せていけるといいというふうに考えて、今、調整を進めております。

○委員長（北村喜代隆）

よろしいですか。

ほか質疑ありますか。

（「質疑なし」）

○委員長（北村喜代隆）

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第60号 米原市福祉医療費助成条例および米原市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明をお願いします。

○市民部次長・保険課長（千種恵美子）

それでは、議案第60号 米原市福祉医療費助成条例および米原市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして説明いたします。

この条例の一部を改正することにつきましては、平成26年4月以後に70歳に到達した者のうち、ひとり暮らし寡婦及び低所得者に対する医療費に対する助成を行うため、条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容につきましては3点ありまして、条例の新旧対照表にて、御確認いただければありがたいです。

一つ目につきましては、第2条第7号中、現行では助成の対象者を65歳から69歳としていますが、65歳から74歳まで拡充することを改正の中ではアとイで規定しております。

二つ目につきましては、助成の範囲について第3条で規定しておりまして、第2条第7号のアに規定する65歳から69歳までと、イに規定する70歳から74歳までの助成の内容が異なるため、助成の範囲を二通りで記述しております。

一つ目のアの65歳から69歳は、医療保険の本則の3割負担から2割を除いた額を助成するというふうに記述しておりまして、イの70歳から74歳につきましては、医療保険の本則2割負担から1割を除いた額を助成するという意味合いで記載しております。

続きまして三つ目でございます。付則において、施行は平成26年8月1日からとし、条例施行日までに旧条例の対象となっている者については経過措置を設け、適用区分を規定しております。従前の対象者については、経過措置を設けてこれまでの制度の内容を維持するというところでございます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（北村喜代隆）

はい、御苦労さまでした。

これより、本案についての質疑を求めます。

質疑ありませんか。

副委員長。

○副委員長（藤田正雄）

65歳から69歳までの方は倍になるわけですね、自己負担が。1割から2割に。今まで1割だったと思うんですけども、2割に、倍の負担になる。そして、70歳から、国が70歳から74歳まで2割負担にしてしまいましたんで、1割負担ということで、その分は軽減されるんですけど、医療費全体としてどうなんですか。その65歳から69歳までの1割と70歳から74歳までの1割ですね、片方は減らして片方はふやす、ふやすのかな。そこら辺での財政的にはあれなんですかね、負担は重くなるんですかね、市としての負担は。

○委員長（北村喜代隆）

千種次長。

○市民部次長・保険課長（千種恵美子）

65歳から69歳までの方の医療費は、70歳から74歳までの方の医療費より高いわけなんです。

○副委員長（藤田正雄）

60のほうが高いんですか。

○市民部次長・保険課長（千種恵美子）

はい。ですから、単純に申しまして人数もそう変わりませんので、予算の範囲内でいける状態になっております。

○委員長（北村喜代隆）

副委員長。

○副委員長（藤田正雄）

逆にそのことによって70歳から74歳が1割負担を持ったとしても、要するに市としては、県もそうですけども、福祉の拡大にはつながっていないという考え方でいいんですかね。

○委員長（北村喜代隆）

千種次長。

○市民部次長・保険課長（千種恵美子）

福祉の拡大っていうところ辺がちょっと、私がもうちょっと把握しきれないんですけども。

○副委員長（藤田正雄）

だから国が70歳以上を2割にしてしまったのが大もとの原因ですけども、そういう意味では市としてはその分を1割助成しても、仮に65歳から69歳までを1割多く負担を求めたために、要するに市についても県についても財政的な影響は

ないということですね。

○市民部次長・保険課長（千種恵美子）

そうです。

○副委員長（藤田正雄）

ということは、この制度そのものがそういう助成制度は、言ってみれば県も市もそれによって福祉が助成を広げたという意味合いではないわけですね。

○委員長（北村喜代隆）

千種次長。

○市民部次長・保険課長（千種恵美子）

済みません。低所得の高齢者の方に常に2割を助成して1割負担のままでいつまで続けられるかって考えたときに、それは今回の本則に戻る3割負担になるのをきっかけに、県のほうはもう廃止にしていこうっていうふうな意向であったわけなんです、全て。この制度をやっているのは滋賀県と近畿のあと3県ぐらいしかなかったので、この医療保険制度が改正というか税と社会保障との一体改革の中で、負担の公平とかいろんな制度が末永く堅持できるようにということ、若い世代も少ない中でそこら辺をどう考えていくかというときに、いろいろ議論した結果として今までの現状をちょっと負担してもらうようにし、70歳の方は2割になるのを低所得の人についてだけ1割にしましょうという形で、その辺は十分に議論した結果としての福祉施策だと思っております。

○委員長（北村喜代隆）

副委員長。

○副委員長（藤田正雄）

基本的に県はその制度をなくしたいというのが本音なんですかね。そういう言い方されたんで、本音だとは思いますが、基本的に低所得老人に対する制度、今まで65歳から69歳まで1割負担で低所得の老人についてはそういう施策をやられてきたんですけども、基本的にはやはり1割負担のままで残していただきたいというのが私自身の考え方なんですけども、それは市として残すことは無理だったんですか。全県下で協議はされていると思うんですけども、県下のちょっと状況について教えていただきたいんですけども。

○委員長（北村喜代隆）

千種次長。

○市民部次長・保険課長（千種恵美子）

この制度につきましては、県下足並みそろえてというか、歩調をそろえて取り組んでおります。

○委員長（北村喜代隆）

副委員長。

○副委員長（藤田正雄）

65歳から69歳まで1割残されるところはないということですね。

○委員長（北村喜代隆）

千種次長。

○市民部次長・保険課長（千種恵美子）

先ほども申しましたけれども、世代間の公平という観点からその助成の内容についてはいろいろと均衡を図るように調整した結果でございますので、御理解のほどお願いします。

○委員長（北村喜代隆）

よろしいか。

ほか質疑ありますか。

（「質疑なし」）

○委員長（北村喜代隆）

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

市民部の皆さん、どうも御苦労さまでした。

よろしいか。

それでは、こども未来部の所管ですね。

議案第51号 平成26年度米原市一般会計補正予算（第1号）中、こども未来部の所管に属する事項を議題といたします。

提出者の説明をお願いします。

岩山部長。

○こども未来部長（岩山光一）

大変御苦労さまでございます。こども未来部からは、先ほど委員長がおっしゃったように、一般会計補正予算（第1号）に1件の御審議だけでございますので、どうかよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

なお、詳細につきましては、担当課長より御説明をいたします。

○委員長（北村喜代隆）

安食次長。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

こども未来部安食でございます。よろしくお願ひいたします。

議案第51号 平成26年度米原市一般会計補正予算（第1号）でございます。保育幼稚園課の関係補正予算につきまして御説明申し上げます。

補正の主な理由は、児童福祉法の保育所運営費国庫負担金交付要綱等の改正に伴う関係経費の増額補正、国の保育所緊急整備事業の整備費等の単価改定に伴う滋賀

県子育て環境緊急整備事業費補助金の単価改定実施による柏原保育園改築工事・長岡保育園大規模修繕工事補助金の補助額補正と保育所途中入所等に伴う臨時保育士賃金の増額補正でございます。

23・24ページをお開きください。

歳出でございますが、3款・2項・4目保育所費の補正で、保育所途中入所見込み等による7節臨時保育士賃金1,102万7,000円の増額補正、児童福祉法の保育所運営費国庫負担金交付要綱等の改正に伴う公立保育所関係経費の増額分として、11節賄材料費114万7,000円、同じく保育材料費29万3,000円、かなん認定こども園・おうみ認定こども園開園に伴う息郷保育園・近江にし保育園・近江ひがし保育園の引っ越し作業の影響等に伴う13節給食配食業務委託料104万9,000円の増額補正、国の保育所緊急整備事業の整備費と単価改定に伴う滋賀県子育て環境緊急整備事業費補助金の単価改定実施による19節私立保育所整備費補助金2,378万6,000円の増額補正の内訳として柏原保育園整備費補助金1,713万6,000円、長岡保育園整備費補助金665万円、21節貸付金私立保育所施設整備資金貸付金400万円は長岡保育園施設整備に係る追加補正でございます。

次に、9・10ページをお開きください。

歳入でございますが11款分担金及び負担金・2項負担金・1目民生費負担金で、先に説明いたしました児童福祉法の保育所運営費国庫負担金交付要綱等の改正に伴う保育所入所保護者負担金712万8,000円の増額補正でございます。

14款・2項・2目民生費県補助金で、先に説明いたしました国の保育所緊急整備事業の整備費単価の改定に伴う滋賀県子育て環境緊急整備事業費補助金1,169万5,000円の増額補正でございます。

11ページ・12ページをお開きください。

19款・5項・2目雑入で、先に説明いたしました児童福祉法の保育所運営費国庫負担金交付要綱等の改正に伴う保育所給食費保護者等負担金40万9,000円の増額補正でございます。

次に4ページへ戻っていただきまして、第2表債務負担行為補正の変更で、私立保育所施設整備事業の柏原保育園施設整備資金貸付金で、滋賀県子育て支援環境緊急整備費補助金の補助基準額の改定に伴い、事業者負担額が減額になることから、変更前の債務負担行為額7,000万円を1,600万円減額し、変更後の債務負担行為額を5,400万円にするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長、申しわけございません。先ほどの歳出の説明の中で、訂正させていただ

きます。

3款・2項・4目保育所費の補正の中の保育所途中入所見込み等による7節臨時保育士賃金を、1,002万7,000円と申しました。訂正させていただいて、1,102万7,000円でございます。申しわけございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（北村喜代隆）

はい、御苦労さまでした。

これより本案についての質疑を求めます。

堀江委員。

○委員（堀江一三）

19節で柏原保育園と長岡保育園の整備補助事業ということで増額をされております。さっきのおうみ認定こども園の入札のときに、人件費、資材費等々の高騰が原因で不調に終わったと。そのあと増額補正が出てきているという状況であります。柏原保育園の補助金につきましては、当初予算が2億43万1,000円ということで、仮にこの柏原保育園の建設に係るこの時点、入札の時点でおうみ認定こども園と同じような状況になった場合、いわゆる人件費、資材費等々が高騰してまた補正を組まなければならないというときが訪れたときと仮定して、そのような対策をどのようにされるのか、特に市長は公立も私立も問わず、ひとしく子供たちはよりよい教育や保育をさせてやりたいという思いをお持ちですので、その辺どのように市長お考えになっておられるかお聞きしたいと思います。

○委員長（北村喜代隆）

市長。

○市長（平尾道雄）

まだ具体的に柏原や長岡は入札執行のことつぶさに聞いておりませんが、今、委員お尋ねのように市が公共事業でやっている資材高騰、あるいは人件費の高騰の中で入札不調というふうな事態、これは何も公共事業だけではないだろうと思っておりますので、十分その辺の心配はしておりますけれども、その結果がまだ私どもに届いておりませんので、その結果によってそういう善後策を講じなければならないと思います。ならないと思っておりますけれども、そのことが果たして全体のスケジュールの中で、我々としても本当に四苦八苦の中でやっておりますので、民間園のその辺の状況、まだつぶさに聞いておりませんので、遺憾のないような対応をしていただくように、我々のほうからも一定の助言をしておきたいと思っております。

以上であります。

○委員（堀江一三）

わかりましたけれども、例えば予算がこんだけしかないから規模を縮小するとかで

すね、そういったこともないように、まして柏原保育園の運営は民間といたしますかエリアでやっておられる問題もありますので、なるべく地元負担にならないようなことをお願いをしておきたいと思います。

○委員長（北村喜代隆）

ほか質疑ありますか。

よろしいか。

前川委員。

○委員（前川明）

臨時保育士の賃金で途中入所の分ですけども、これ予定されているのがどこなのかちょっと教えていただきたいのと、当初、定員のところをおうみに当初で入所されていたんで、途中入所できないようなところがあると思うんですけども、その入所によって定数のパーセントはどのぐらい上がるのか教えてください。

○委員長（北村喜代隆）

安食次長。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

済みません、途中入所に関して御説明申し上げます。

途中入所につきましては、米原中保育園が5月からゼロ歳、それから同じく米原中保育園がゼロ歳7月から、同じく米原中保育園がゼロ歳3月から、いぶき認定こども園がゼロ歳7月から、近江にし保育園がゼロ歳9月から、同じく近江にし保育園がゼロ歳10月から、それから近江ひがし保育園がゼロ歳9月からになっております。

また、米原中保育園におきましては、特別支援の加配保育士を6月からということで見込んでございます。

途中入所につきましては、入所申し込みのときに育休復帰の方については一応受け入れの要件の中で満たしております。ただ、今御質疑がございました、言われました途中入所を見込んだパーセンテージというのは今ちょっと持ち合わせていませんので、後で提示させていただきます。よろしいでしょうか。

○委員長（北村喜代隆）

前川委員。

○委員（前川明）

ゼロ歳という大変人手が、また保育士がいるという人数割りでありますけど、当初、近江なんかは定員いっぱいに入所できないと聞いていたんですけど、要は募集しまして、4月なんかで転勤なんかでこちらに来られて、入りたいけど定員いっぱいではどうしようもないんです、途中入所についてはと聞いたところ、それももう定員を増員して入所させているんで難しいと聞いたんですけども、近江なんかはこれ

は余裕があったんですか。かなりの増員で募集されたと思うんですけども。

○委員長（北村喜代隆）

安食次長。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

入所申し込みを受けまして、全部の申し込みの中で一応第1希望、第2希望、第3希望で精査をさせていただいております。特に乳児の場合、皆さんが第1希望のところにお入り願っているという状況ではございません。ただ、市内の保育園もございまして、近江の近江にし、ひがし、近江にしの希望でございまして、ほかの市内保育園を御利用できないかという第2希望、第3希望の中で4月の入所を決めさせていただいているという経緯がございまして、また、御主人の異動等々、職務の異動等々によりまして緊急に取りやめになったので、改めてそこに入所ができたという事例もございまして。

○委員長（北村喜代隆）

前川委員。

○委員（前川明）

途中入所で聞いていたのは、部屋がないんで要は年齢の低いところはそれだけ対応する部屋がないということを知っていたんですけど、ほかのところも含めて部屋に余裕はあるんですか。

○委員長（北村喜代隆）

安食次長。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

実際のところ、今の段階ではだんだん受け入れられる、特にゼロ歳について受け入れられる入所の保育園が難しくなっているのが現状です。保育士の定員もございまして、施設の面積もございまして、特にゼロ歳に限っては今後の途中入所は難しい状況になっております。

○委員長（北村喜代隆）

前川委員。

○委員（前川明）

それでは、この賃金ですけども、これは新たに臨時で雇い入れる分でもよろしいんでしょうか。

○委員長（北村喜代隆）

安食次長。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

はい、そうでございます。

○委員長（北村喜代隆）

前川委員。

○委員（前川明）

なかなか確保に向けて難しいという状況の中で、この賃金については一律の同じような賃金体制でいかれるということによろしいのでしょうか。

○委員長（北村喜代隆）

安食次長。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

はい、途中入所の臨時保育士につきましては、日額という中で対応させていただいております。それは、全部金額は一緒でございます、日額当たり7,600円という中身の中で今、保育士を探させていただいている状況でございます。

○委員長（北村喜代隆）

前川委員。

○委員（前川明）

はい、わかりました。大変確保に向けては難しい状況は聞いておりますので、なるべく確保できるようにお願いをいたしておきます。

○委員長（北村喜代隆）

はい、よろしいか。

ほか、質疑ありますか。

議長。

○議長（的場收治）

雑入の中の保育所給食費保護者等負担金で、これ制度か何かが変わってということなんで、ちょっともう少しわかりやすく説明してもらえます。

○委員長（北村喜代隆）

安食次長。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

先ほども申しましたように、国庫の運営費の単価が上がってございます。その分の歳入の増額というふうに御理解いただきたいと思います。

○委員長（北村喜代隆）

議長。

○議長（的場收治）

保護者等の負担金がふえて、保護者から負担してもらう金額が少しふえたということではないんですか。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

そうでございます。

○議長（的場收治）

そういった中で、現在給食費の滞納というのはどのぐらいありますか。

○委員長（北村喜代隆）

安食次長。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

保育園の場合は、一応保育料等々に全てそれが入っておりますので、保育料、給食費としての滞納という分についてはございません。

○委員長（北村喜代隆）

はい。

○議長（的場收治）

保育料の滞納もないということですか。保育料の滞納は全くないということですか。

○委員長（北村喜代隆）

安食次長。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

保育料の滞納でございます。平成25年度につきましては、未納額が65万7,910円という状況でございます。

○委員長（北村喜代隆）

議長。

○議長（的場收治）

何名になりますか。

○委員長（北村喜代隆）

安食次長。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

11名、8世帯でございます。

○委員長（北村喜代隆）

11人8世帯。

議長。

○議長（的場收治）

ということは、1世帯で複数の子供が入っている保護者が保育料を払っていないというようなことなんですね。

今、保育料の滞納に対してはどのような手続で進められていますか、確認だけでもお願いします。

○委員長（北村喜代隆）

安食次長。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

保育料につきましては、お一人お一人対応させていただいております。今、御説明させていただいた方につきましても、分納誓約であったり、児童手当から徴収ということで、一人一人お話をさせていただきながら徴収の方向で進めさせていただいております。

○委員長（北村喜代隆）

議長。

○議長（的場收治）

保育料に関しては保育期間がゼロから5、最大で6年なので、その子供たちが出てしまとなかなかその滞納、保育料の請求することも非常に難しいというようなことになりますので、できるだけ子供たちが入っている間ということを努力をすべきやと思います、その辺の見解だけお願いします。

○委員長（北村喜代隆）

安食次長。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

一つ、やっぱり変わったなと思う点は、児童手当が保育料の滞納に充てられるというような状況になってまいりましたので、児童手当につきましては18歳までが該当するという中身の中で、お一人お一人の御家庭にお話をさせていただきながら、その点での徴収という割合がふえているというような状況ですので、できるだけ速やかに払っていただけるような方向で進めております。

○委員長（北村喜代隆）

議長。

○議長（的場收治）

3歳児、第2子以降の無料化ということを行う中で、やっぱりいろんな公平感とかその辺も含めて滞納、保育料の滞納は決してしてもらうべきではないというふうに思いますので、そういうことをしっかりとやることによって、市民の理解もより一層得られると思いますので、その辺の努力をなお一層求めたいと思います。

○委員長（北村喜代隆）

ほか質疑ありますか。

鏝田委員。

○委員（鏝田明）

先ほどの前川委員の質問とちょっと重なる部分があるんですが、臨時保育士の賃金の関係ですけど、この臨時保育士については、先ほど何名と言われたかな、何名か雇用するわけですけど、今、米原市の保育所の中の職員として常勤している保育士さんと、臨時の方との比率、大体何人ぐらいおられるのか。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

ちょっとしばらくお待ちください。計算します。

○委員長（北村喜代隆）

はい。

安食次長。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

あくまでも担任ベースでさせていただきました。あくまでも主担任という中でさせていただいております。済みません、4割が臨時の方でございます。

○委員長（北村喜代隆）

鏝田委員。

○委員（鏝田明）

また後で人数、きちっと把握したのを教えていただきたいと思います。市長にちょっとお伺いしますけど、40%が臨時職員という答弁でしたけど、市長の思いの中でゼロ歳児からあずかっていこうと、無料化してあずかっていこうということですが、今、前川委員も御指摘があったように、この保育士さんというのはなかなか今雇用関係が難しいというのかいないというのか、なかなか雇用するのに大変だということを知っているんです。そういう状況の中でゼロ歳児からあずかっていこうと、無料化にしてあずかっていこうということになると、かなりまた保育士さんの雇用するための競争というのか、どこともが不足しているということで、激しくなってくると思うんですが、できればやはりこの常勤で雇用できるそういう方をきちんと整えておくべきでないかなという思いがしているわけですが、市長はその辺どういうお考えか。

○委員長（北村喜代隆）

市長。

○市長（平尾道雄）

そもそもこれはちょっと空論になりますけども、あくまで空論ということですけど、そもそも保育所現場、福祉の現場で4割を超えとか4割にならんとするこの臨時職員がいるということ事態、ある意味異常なわけですね。しかし、そういう形でないと、この間やってこれなかったし、ひょっとしたらこれからもそういう事態が続くだろうと、そのことの異常性がやっぱり一つはあると思う。しかし、現実的にはやっぱりその市のマネジメントとしても、じゃあ全てを正規職員でやりますかと言われて問われれば、全体の定員の問題、あるいは人件費の割合の問題から言ったら、一定程度臨時職員さんにおいてそういうマンパワーをサポートしてもらおうといたしますか、支援をしてもらわないとこれは維持できないというのが現実です。そういう状況の中で、第2子以降の無料化、特にゼロ歳から実施をすれば当然それに伴う入所希望が出てくるわけですから、それに対するマンパワーといたしますか、人

的にどう整備していくか、補充していくかという問題があります。もちろんその中では前回一般質問でも担当のほうからもお答えはしていません。かなり厳しい雇用状況が予想されます。雇用状況というのはいわゆる募集状況も含めてですね、そういう中でやっぱり一遍きりの募集とか、あるいは従来型のような採用形式ではないものをいろいろ工夫しながら、基本的にはやっぱり保育士の定数を、正規職員枠を少しでも広げていくという方法が大事だと思いますし、同時に臨時やパートにおいても賃金水準をやっぱり一定程度、さらに上乘せをしないとその辺の確保は難しいと。

しかしそれも全体で取り合いになってしまうという議論は当然あるわけですが、むしろ日本全体のこういう介護やあるいは保育の現場、福祉の現場で働くことをよしとする人たちたくさんいるわけです。ところが、そういう現場に限ってといいますか、賃金が安かったり責任が重かったり、さらにはこれも一般質問でどなたかおっしゃっていましたが、勤務が長いということをもって非常に働きづらい問題がある。そういう点で、やっぱり働く環境の問題も改善するということと合わせながら、賃金水準の問題、そして公共団体としての正規職員枠をやっぱり福祉の現場に広げていくという努力はしてまいりたいと。

しかし、そのことがほんまに27年に即、全てそうなるかといえ、全体の我々も財政計画をもって事を動かしているわけですから、正規職員枠を簡単に押し広げるわけにはいかないというふうな状況の中で、少なくとも米原市へ採用する正規の保育士、あるいは臨時の保育士、このことを従来よりもできるだけたくさん確保できるような手だてを、今、試験回数の問題であったり、試験の実施の時期の問題であったりということで工夫をしていく、そういう努力をさせていただくというふうに答弁をさせていただきたいと思います。

○委員長（北村喜代隆）

鏑田委員。

○委員（鏑田明）

前向きに考えていただいていますので。

○委員長（北村喜代隆）

副委員長。

○副委員長（藤田正雄）

この前のあれでも経験者採用という話があったんですけども、今、いろんな給与体系があるんですかね、月給制とか日給制とか時間制とか、4種類ぐらいあるんですか、その給与体系で。そういう中で、月給制で働いておられる方ですね、そういう経験者採用枠で、やはり本人さんが受験を希望されないんですか、実際は希望されているのか、そこら辺ちょっとわかれば教えていただきたいんですけど。

○委員長（北村喜代隆）

安食次長。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

昨年から経験者枠の採用をしていただいております。実際昨年、臨時として働いてくださって正職、経験枠で受けていただいた方は4名ございます。そのうち1名受かっていただいております。

○委員長（北村喜代隆）

よろしいか、副委員長。

市長。

○市長（平尾道雄）

これ一般質問でも経験者枠の問題出ましたですね。私も経験者枠という意味では既に現場で臨時やパートやという状況の中でも十分能力を発揮していただいているベテランの方がおられるんですね。それを経験者枠として採用するという場面で、例えば去年あたりを見ていると、同じように、一般職と同じような筆記試験とかそういうものになりますと、なかなかそこをパスしてもらえる状況、厳しいんです、正直に言って。けど、実際の能力やその保育に対する熱意、これは全然引けを取らないというふうに思いますから、そこに不公平はあってはなりませんけども、経験者枠ということでは、やっぱりその人材を確保していくんだという思いの中で公平性を確保しながら、積極的にそこを採用して、まずはおっしゃっているその正規職員枠の中で、新人も大事ですけども、即やっぱり力になってもらえるようなパワーを我々は備えていきたい、そういう工夫もしていきたいと思いますので、また御理解をいただきたいと思います。

○委員長（北村喜代隆）

副委員長。

○副委員長（藤田正雄）

今、1名合格して3名は不合格ということなんですけど、その意欲ですね、そういう実際そういう保育に対する意欲は持っておられると思うんですけども、その方はそのままあれですか、臨時のままで継続して雇用されているんですか。

○委員長（北村喜代隆）

安食次長。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

そのまま臨時で今仕事をしていただいておりますが、昨年も経験者枠で受けに来ていただいた方が、市外からもやはりかなりあったという中身の中で、精査された人数だと思っております。

○委員長（北村喜代隆）

ほかありますか。

(「質疑なし」)

○委員長（北村喜代隆）

よろしいか、皆さん。

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

こども未来部の皆さん、どうも御苦労さんでした。

それでは、暫時休憩といたします。

10時45分まで休憩といたします。

午前10時33分 休憩

午前10時45分 再開

○委員長（北村喜代隆）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

健康福祉部ということで、議案第51号 平成26年度米原市一般会計補正予算（第1号）中、健康福祉部の所管に属する事項を議題といたします。

提出者の説明をお願いします。

佐竹部長。

○健康福祉部長（佐竹登志子）

御苦労さまです。今回、健康福祉部の案件につきましては、一般会計補正予算（第1号）中の健康福祉部の所管に属するものと、介護保険事業特別会計の第1号でございます。そのほか、また健康福祉部の所管します施設の使用料条例の見直しにつきましても、順次福祉支援課の次長、担当課長が説明しますので、どうかよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

それではよろしく申し上げます。

○委員長（北村喜代隆）

高畑次長。

○健康福祉部次長・福祉支援課長（高畑健一）

福祉支援課、高畑です。よろしく申し上げます。

議案第51号 平成26年度米原市一般会計補正予算（第1号）のうち、福祉支援課所管に係ります補正予算について御説明いたします。

17ページ・18ページをお開きください。

まず、歳出ですが、平成27年4月からの制度開始に向け、国の補助事業、生活困窮者自立制度施行円滑化特別対策事業として取り組み、事務が円滑に進められるよう必要な準備経費を計上しております。また、滋賀県の地域高齢者社会参加推進モデル事業の採択を受けることができますので、米原市地域お茶の間創造事業にお

いて平成25年度に採択した7団体のうち2団体の補助事業を、市社協事業から市事業とするための経費についても計上させていただきました。補正額は、3款・1項・1目社会福祉総務費・8節報償費は35万4,000円の追加、9節旅費は3万5,000円の追加、13節委託料は107万円の追加、19節負担金補助及び交付金は120万円の追加となります。

次に19ページ・20ページをお開きください。

先ほど申し上げました、県補助事業の地域高齢者社会参加推進等モデル事業を実施するに当たり、現予算を精査し必要な経費を計上いたしております。3目老人福祉費・8節報償費は62万4,000円の減額、9節旅費は31万2,000円の追加、11節需用費は4万3,000円の追加、18節備品購入費は、講座に使用する血圧計や体重計、握力計などの購入に20万6,000円を追加するものでございます。

続いて、21ページ・22ページをお開きください。

今回、15節工事請負費として1,650万円の追加をお願いするものです。これにつきましては、ゆめホール周りの約2,700平方メートルの駐車場等の既設舗装の全面改修を計画しております。

続いて、9ページ・10ページをお開きください。

歳入ですが、14款・2項・2目民生費県補助金・1節社会福祉費補助金の126万2,000円のうち、住まい対策等支援事業費補助金150万円の追加、在宅医療推進地域モデル事業補助金300万円の減、地域高齢者社会参加推進等モデル事業費補助金266万2,000円の追加となります。

以上、福祉支援課所管に係ります補正予算の説明といたします。よろしく願いをいたします。

○委員長（北村喜代隆）

的場課長。

○高齢福祉介護課長（的場文男）

高齢福祉介護課の的場でございます。よろしく願いいたします。

一般会計補正予算中、高齢福祉介護課の所管に属する事項について御説明申し上げます。

補正予算書の19ページ・20ページをお開きください。

3款民生費・1項社会福祉費・3目老人福祉費・28節繰出金586万9,000円について、介護保険事業特別会計の本年度執行見込みに伴い減額補正をお願いするものです。詳細につきましては、後ほどの議案第53号 介護保険事業特別会計補正予算の中で御説明させていただきます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

○委員長（北村喜代隆）

森田課長。

○社会福祉課長（森田正次）

健康福祉部社会福祉課長森田です。

議案第51号 平成26年度米原市一般会計補正予算（第1号）の社会福祉課所管分の説明を行います。

まず、歳出から御説明させていただきます。補正予算書の23ページ・24ページをお開きください。

3款民生費・1項社会福祉費・2目障がい者福祉費・19節負担金補助及び交付金として20万円の新規増額補正をお願いするものでございます。

軽度・中等難聴児、両耳の聴力レベルが70デシベル未満の方は、身体障害者手帳の交付対象外のため、障害者自立支援法の補装具としての補聴器の給付を受けることができず、補聴器購入時における保護者の経済的負担が問題となっておりました。こうした中、県では・・・。

○委員長（北村喜代隆）

ちょっと待って、ページ数、言ったのと違うで。19・20ページや。

よろしいか、委員の皆さん。

○社会福祉課長（森田正次）

19・20ページです。済みません、19・20です。

○委員長（北村喜代隆）

続けてどうぞ。

○社会福祉課長（森田正次）

経済的負担が問題となっておりました。こうした中、県では本年度より軽度・中等難聴児補聴器購入費助成事業を4月から実施しております。当市でもこの助成事業に応じるため、今回の補正措置となりました。

助成対象経費としては補聴器の購入費用、修理費となり助成額としては原則基準額の3分の2となります。

次に歳入ですが、補正予算書9ページ・10ページをお開きください。

14款県支出金・2項県補助金・2目民生費県補助金・1節社会福祉費補助金にて10万円を見込んでおります。歳出20万円の2分の1の額となります。内容等につきましては、歳出で申し上げたとおりでございます。

以上、平成26年度米原市一般会計補正予算（第1号）社会福祉課所管分の説明とさせていただきます。

○委員長（北村喜代隆）

立木課長。

○健康づくり課長（立木ひろみ）

健康づくり課立木でございます。

続きまして、議案書23ページ・24ページをお開きください。

4款・1項・3目健康増進費・11節需用費印刷製本費40万円、12節役務費通信運搬費45万円の追加でございます。これにつきましては、昨年度まで、子宮頸がん・乳がん・大腸がん検診において、特定の年齢に達した人に対して検診が無料となるクーポン券を交付し、受診勧奨をするがん検診推進事業を実施しておりました。今年度からは大腸がん検診はがん検診推進事業として、子宮頸がん及び乳がん検診は、新たに女性のがん検診受診をより一層推進するため、働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業で実施することになります。この事業は、新しく対象年齢に達する女性のほかに、平成21年度から実施しておりましたがん検診推進事業によるクーポン券交付者で、未受診の人にもクーポン券を交付し受診勧奨を実施することにより、がん検診の受診促進及びがんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発、健康の保持増進を図るという事業です。この取り組みに伴いますクーポン券の印刷製本及び送付を行うために補正をお願いするものです。

この事業の歳入につきましては、議案書9ページ・10ページをお開きください。

13款・2項・2目衛生費国庫補助金・2節健康増進費補助金117万2,000円を見込んでおります。

以上、健康づくり課所管の説明とさせていただきます。

○委員長（北村喜代隆）

どうも御苦労さまでした。

それでは、本案についての質疑を求めます。

質疑ありませんか。

堀江委員。

○委員（堀江一三）

障がい者福祉費の中で、今ほど説明していただきました軽度・中度、難聴児補聴器の補助金で20万ということですが、全部で20万ですよ。補聴器ってどれぐらいするか御存じですか。

○委員長（北村喜代隆）

森田課長。

○社会福祉課長（森田正次）

幅についてはいろいろございますけれども、安いものと3万円台から、高いものと、一番高いので13万というふうな、県の基準ですけれども、そういうような金額が出ております。

○委員長（北村喜代隆）

堀江委員。

○委員（堀江一三）

安いので3万。補聴器やなしにそれ集音器じゃないですか。

○委員長（北村喜代隆）

森田課長。

○社会福祉課長（森田正次）

種目、補聴器ということで、県からの要綱要領のほうにはそういうふうな記載がされております。

○委員（堀江一三）

例えば対象者といいますか、何名ぐらいおられますかね。

○委員長（北村喜代隆）

森田課長。

○社会福祉課長（森田正次）

今現在把握しておりますのは、3名の方がおられるというふうに聞いております。

○委員長（北村喜代隆）

堀江委員。

○委員（堀江一三）

それでは3名の方が同時に申し込まれて、今おっしゃったことは17万ほどですか、一番高いので。買われた場合、3分の2が補助ということですので、当然それだけの予算は割り振りができませんよね。そういう場合は例えばあと3名の方が申し込まれたら補正等々はお考えになっていきますか。

○社会福祉課長（森田正次）

財政協議になると思うんですけども、補正または流用等で対応したいかなと思っております。

○委員（堀江一三）

はい、ありがとうございます。

○委員長（北村喜代隆）

よろしいか。

ほか質疑ありますか。

副委員長。

○副委員長（藤田正雄）

生活困窮者自立支援事業で、ほぼ、総額145万ですか。この委託料で107万ですけど、そういう予算計上されていると思うんですけども、具体的にその委託する中身ですね、その委託先とかそこら辺についても詳細がわかれば教えていただきたいと思います。

○委員長（北村喜代隆）

高畑次長。

○健康福祉部次長・福祉支援課長（高畑健一）

現在考えておりますのは、家計相談員の育成経費ということで107万円を計上させていただいております。これについては、一応27年度から社協さんのほうへ委託をしていきたいというふうな、現在計画で進めております。

以上でございます。

○委員長（北村喜代隆）

副委員長。

○副委員長（藤田正雄）

そうしますと育成費、どこか研修に行かれるということですか。何名育成されるか言われた。107万っていう経費結構金額的に大きいと思うんですけども。

○委員長（北村喜代隆）

服部君。

○福祉支援課課長補佐（服部幸治）

福祉支援課服部です。

家計相談員につきましては、一応1人を予定しておりまして、その国のほうは27年4月設置に向けて研修が用意されておりまして、これ東京のほうの研修になります。それに関する経費を見させていただいています。それと100万の内訳といたしましては、あと就労支援の事業費の部分ですね、就労支援の実施に向けて、そのネットワークをつくっていく必要があると、そういった経費も一部見ておりまして、それを社協のほうに委託していくという中身になっております。

○委員長（北村喜代隆）

よろしいか。副委員長。

○副委員長（藤田正雄）

何か最近新聞を見ますと、草津なんかモデル事業をやって、そういう住居ですか、緊急用のそういう住居を確保するとか、そういう実際のモデル事業とか、そういうのをやっているというふうな、新聞に大分載っているんですけども、やはりそこら辺の実際の事業というのは、緊急にこれから必要な場合も出てくると思うんですけど、そういうものはお考えではないんですか。ちょっとお聞きしたいと思いません。

○委員長（北村喜代隆）

服部君。

○福祉支援課課長補佐（服部幸治）

今の草津さんは、シェルターの部分で住居を確保してアパートを借りて、そこに

一時的にということをされてきておりますけども、これもモデルで大津市さん、草津市さん、東近江市さんはモデル事業として先行して実施をされてきておりますが、うちの場合は来年4月に向けての準備になりますので、その辺、それぞれの事業で米原市として必要かどうか、また今のシェルターでしたら長浜市さんと連携してできるのかどうかというところを模索しております。

○委員長（北村喜代隆）

よろしいか。

ほか質疑ありますか。

鏑田委員。

○委員（鏑田明）

22ページの地域福祉センター駐車場整備事業の関係ですけど、これ先ほどの説明ではゆめホールという話でしたが、これ全面的にあそこをみな舗装やり直しされるわけですか。

○委員長（北村喜代隆）

高畑次長。

○健康福祉部次長・福祉支援課長（高畑健一）

今の御質問ですけども、先ほどの説明の中で基本的に全面的に改修をしていくということで、舗装だけでなしに排水溝の構造物とかそういったものも含めて計画のほうを進めております。

以上です。

○委員長（北村喜代隆）

鏑田委員。

○委員（鏑田明）

確かに前の作業場があったですね。あの作業場の部分の舗装であれば理解できるんですけど、あとのところがそんなに改修せんらんほど傷んでいるのかなという気がするんですけど、その辺どうなんですか。

○委員長（北村喜代隆）

高畑次長。

○健康福祉部次長・福祉支援課長（高畑健一）

数年前に浄化槽から、合併浄化槽から下水道、公共下水道のほうに配管をし直しております。その部分の復旧というか仮復旧しかできておりませんので、その部分も含めまして今回全面的に舗装のやりかえということで計画を進めております。

以上です。

○委員長（北村喜代隆）

鏑田委員。

○委員（鏝田明）

現場が十分、現場というか排水がどういうふうに入っているというのはわからないわけですが、見た感じでいくと確かにその作業場、除去した跡地に対してはやはりきちっとした整備は必要かと思うんです。

そやけど、下水の整備をするにしても、あそこ、例えば国道とか市道とかであればその整備区間だけを、整備の範囲だけを部分的にみな補修しているわけですね。そういうことをしていけば、もう少しこれ安う上がらんかなと思うんですけど。これなんか2,700平米という、2万7,000、2,700ですね。2,700平米ということでしたけど、その辺部分的な修理というのはできないんですか。現場の状況、僕も十分わかってないから、何とも言えないんですが。

○委員長（北村喜代隆）

高畑次長。

○健康福祉部次長・福祉支援課長（高畑健一）

舗装自体もかなり、やはりバス等が通る関係もありますし、今まで補修に多分入ってないんでないかなという気もしますし、あと区画線等も消えかけておりますので、そこらも含めて全面的に補修をやらせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（鏝田明）

やるんやからしようがない。

○委員長（北村喜代隆）

よろしいか。

議長。

○議長（的場收治）

今のちょっと関連ですけども、作業場の跡地をしっかりと整備して駐車場に整備するという話は聞いていましたが、全面改修をするという話は今聞いたところなんですけれども、相当傷んでいるのでしっかりと整備したいということなんですけれども、これはやっぱり市の施設の中での比較やと思うんですけども、恐らく整備をもっとしてほしいというような施設もたくさんある中で、じゃあ今回ここを選ばれた最大の要因はもう一度しっかりと説明してください。

○委員長（北村喜代隆）

服部君。

○福祉支援課課長補佐（服部幸治）

ゆめホールにつきまして、先ほど次長申しましたように、ワークスさんの敷地がそのままになっておりますので、そこを一体的に整備をする。そことあわせてそこ

を舗装してくると排水がちょっと低くなっているところがありまして、ちょっとそこだけを舗装するとまた段差ができてくるということで、あわせて玄関前からずっとワークスさんの元敷地のほうをあわせて整備をしよう。それと、下水道の跡地のところを整備いたしますと、それで3分の2ぐらいいくんですけども、残りのところは今申しましたようにラインとか全部消えていますので、舗装も傷んできているので、あわせて一体的にさせていただこうというものです。

○委員長（北村喜代隆）

的場議長。

○議長（的場收治）

駐車場の市内のいろんな施設にある駐車場のラインが消えかかっているところは結構たくさんあると思うんですけども、そういったところをしっかりと再整備をしていくというような基準とかそういうものは何か持たれていますか、どこか。総務課、財政課。

○委員長（北村喜代隆）

上村課長。

○財政課長（上村浩）

それぞれの所管のほうで緊急度等は整理をした上で予算協議に上がってきているという思いをしております。

○委員長（北村喜代隆）

議長。

○議長（的場收治）

金額的にも大きな金額ですし、いろんなことがある中でここを優先的にやられるというふうに説明はありましたけれども、全体をやらんとあかんのかなという思いがありますけどね。いいです。

○委員長（北村喜代隆）

ほか質疑ありますか。

議長。

○議長（的場收治）

金額的には少ないんですけども、老人福祉費の中で備品購入費で、事務用品の20万6,000円の予算を計上補正されていますが、何か新しい事業に対しての備品購入ということですか。

○委員長（北村喜代隆）

高畑次長。

○健康福祉部次長・福祉支援課長（高畑健一）

今回、地域高齢者社会参加推進等モデル事業ということで、御近所元気隊養成講

座というのを開く予定を現在立てております。その中で、ビデオカメラ等、そういった映像機器等の購入を考えております。

以上です。

○委員長（北村喜代隆）

議長。

○議長（的場收治）

わかりましたけれども、当初からその事業はなかったのかな。今年度になってから。

○委員長（北村喜代隆）

服部君。

○福祉支援課課長補佐（服部幸治）

済みません、県のほうが4月になりまして新しく県で制度をつくられたと。まさしく地域お茶の間の事業のような、そういう地域、集まる場所を対象にそこで介護予防をしていこうという趣旨の補助金でして、10分の10の補助金に乗るのに、市としてもサポーター養成をしていこうということで提案をさせていただきまして、採択を受けることができるようになりました。

以上です。

○委員長（北村喜代隆）

議長。

○議長（的場收治）

はい、わかりました。

○委員長（北村喜代隆）

ほか質疑ありますか。

前川委員。

○委員（前川明）

健康づくり課にちょっとお聞きしますけど、無料クーポンを配付されてて、今度追加というのは、その対象者の条件というのはどういうふうに変わって、何名ぐらいが対象ふえるんですか。

○委員長（北村喜代隆）

立木課長。

○健康づくり課長（立木ひろみ）

今年度の新しくふえる分ですけども、女性のがんの21年度からクーポン券を配られたものの未受診であった者です。あと、新規に受診の対象になる、子宮頸がんですと20歳、乳がんですと40歳の者にクーポン券を送る予算になります。

クーポンの送付者数ですけれども、子宮頸部がんが2,659人、乳がんが2,

585人に送付予定になっております。

○委員長（北村喜代隆）

前川委員。

○委員（前川明）

乳がん40歳で対象で、それはわかるんですけど、未受診というのは毎年、2年ずつでクーポンを送られるのか、それとも未受診というのがよく理解できてないんですけども、今回この対象になって受けられない方を未受診でクーポン今配られていますけど、その未受診の条件というか、それはどういうふうになっているんですか。毎年、毎年出されているということではないですね。

○委員長（北村喜代隆）

立木課長。

○健康づくり課長（立木ひろみ）

21年度からこの子宮がんと乳がんのクーポン事業をさせていただいております。21年にクーポンを出したが使われていない方、22年にもクーポンを送っているんですが使われていない方というふうに、21年から24年度までの4年間クーポンを出した方が使っていない、その年度、年度に使っていない方がたまってきているか、累積した分が子宮頸がんですと2,659人で、乳がんですと2,585の方がいらっしゃるということです。

○委員長（北村喜代隆）

前川委員。

○委員（前川明）

わかりました。かなりの数の人が未受診と思うんですけど、大体クーポンを送られて何割ぐらいの方が受診をされております、今。かなりこの未受診の数からすると受診率が低いと思うんですけど。

○委員長（北村喜代隆）

立木課長。

○健康づくり課長（立木ひろみ）

クーポンの利用率ですけども、乳がんが25年度に32.1%、子宮頸部がんで22.3%の方が利用されておられます。例えば共済組合とか職場で乳がん検診がある方、あるいは子宮がん検診がある方はそちらのほうで受診されますので、クーポンの対象になっても使われていないという方もあります。

○委員長（北村喜代隆）

前川委員。

○委員（前川明）

わかりました。せっかく今回クーポンを配られるので、ぜひ利用していただきたい

いんですけども、もう既に予定表ですね、検診の予定表、受診表ですか、あれ来ていますけども、今回追加でされると大体いつごろの配付になるんですか。お知らせというか、それは。6月ぐらいから検診は始まるんで、もうこれすぐに配付はできるんでしょうか。

○委員長（北村喜代隆）

立木課長。

○健康づくり課長（立木ひろみ）

もう配付をさせていただきまして、それで配付をする予定を、段取りを今予定しているんですけども、行った時点でクーポンをすぐ使えるように、検診で使っただけということ、それから医療機関のほうでも使えますので、送り次第随時使っただけになります。

○委員長（北村喜代隆）

前川委員。

○委員（前川明）

はい、わかりました。

○委員長（北村喜代隆）

ほかありますか。

副委員長。

○副委員長（藤田正雄）

今、県の事業でその地域高齢者のモデル事業ですか、あって、後の話、まだ介護のあれですかね、後の話。ちょっと同じ額が介護保険施行令に伴う減額がされているんですけども、その介護保険の特会で減額されてこの地域モデル事業、同じような額が上がってきているんですけど、この効果ですね、そういう介護予防に今回試行的にやられるということなんですけども、その効果の測定とかそういうものについて、この県の事業ですか、そういうもの、介護保険でやる場合と一般会計でやる場合ですね、そこら辺の効果に関する測定というのはどういう形でされているのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○委員長（北村喜代隆）

服部君。

○福祉支援課課長補佐（服部幸治）

今回、この県の事業を受けるに当たっては、1年間になっていまして、といっても年度途中からなんですけども、その間、何か月か事業を実施して、その予防事業に携わられた方がどう変わったかというようなことは、実験的にというか、モデル的に検証をしていくというふうになっております。

○委員長（北村喜代隆）

よろしいか。

副委員長。

○副委員長（藤田正雄）

まあそのモデル事業でやられるんでしたら、やはり何らかの形できちっと効果が上がっているのかどうかですね、やはりこれから認知症の問題というのはいろんな問題、先ほど市長も言われたように今後重要な問題となってきますので、やっぱり事業一つ一つにきちっと効果なりそこら辺をはかっていかないと、何かやりっ放しとかいうような事業になるのではないかなという不安もありますので、そこら辺よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○委員長（北村喜代隆）

ほか質疑ありますか。

（「質疑なし」）

○委員長（北村喜代隆）

よろしいか。

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、議案第53号 平成26年度米原市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明をお願いします。

的場課長。

○高齢福祉介護課長（的場文男）

議案第53号 平成26年度米原市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

補正予算書の1ページですが、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ607万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,487万円とするものです。

今回の補正の主な内容は、4月の人事異動等に伴う精査と、介護予防事業、包括支援事業での追加事業によるものです。

まず、歳出から御説明申し上げます。補正予算書の9ページ・10ページをお開きください。

まず、1款総務費・3項介護認定審査会費・1目認定調査等費につきましては、臨時職員の社会保険料負担率改定に伴う減額補正でございます。

次に、4款地域支援事業費・1項地域支援事業費・1目介護予防事業費につきまして、2節給料から4節共済費までの減額補正は4月の人事異動に伴う精査で、11節需用費9万8,000円の印刷製本費と13節396万円の委託料増額補正については、介護予防特定高齢者施策事業で実施する日常生活圏域ニーズ調査に要

するものです。

次に2目包括支援事業費につきまして、前目同様、2節給料から4節共済費までの減額補正は4月の人事異動に伴うものであり、8節報償費109万6,000円、9節旅費20万円、11節需用費22万9,000円の増額につきましては、認知症対策の追加事業分です。また、13節800万円の委託料追加につきましては、生活支援サービス基盤整備事業に係る増額補正でございます。

これに関連する歳入についてですが、7ページ・8ページにお戻りください。

まず、上から4段目の7款繰入金・1項他会計繰入金・1目一般会計繰入金のうち事務費等繰入金1万1,000円の減額分は歳出科目認定調査等費の社会保険料負担率改定に相当するものでございます。

これ以外の7款繰入金の減額補正と、3款国庫支出金の増減額、4款支払基金交付金の減額、5款県支出金の増減額調整は、先ほど歳出で説明いたしました地域支援事業費での人件費の精査と、介護予防事業及び地域支援事業での追加事業に係る必要額に対してそれぞれの負担割合に基づく精査でございます。

最後に、10款市債・1目財政安定化基金貸付金の314万8,000円の増額借り受けを行い、全体の歳入歳出を調整するものです。

以上、簡単ですが介護保険事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（北村喜代隆）

御苦労さんでした。

それでは、質疑に入りたいと思います。

質疑ありませんか。

副委員長。

○副委員長（藤田正雄）

ちょっと先ほども言おうと思ったんですけど、その一般会計、介護予防、認知症対策の事業ですね、これが一般会計から仮に介護特会に変わったことによって、内容的に何か変化とかそういうものについて、こういうものが強化されたとか、そういうものはあるんですか。

○委員長（北村喜代隆）

服部君。

○福祉支援課課長補佐（服部幸治）

昨年25年度は、認知症対策総合事業という国の補助金、厚労省の補助金をもらってやってきておりまして、一般会計で受けて事業費を見て実施をしております。26年度も一旦一般会計で置いておいたんですけども、前回協議会のほうでお話させていただいたように、今回26年特例措置を、特別枠を設けると。特会の任意事

業のほうに持ってきなさいと、で見ますということになりましたので、事業をそのまま移行させているものです。

○委員長（北村喜代隆）

副委員長どうぞ。

○副委員長（藤田正雄）

すると、これは3%か何かありますよね、その枠が。その3%の枠の中で行われるというものなんですか。その今、もし一応基準的に3%の、これを補正の中で何%ぐらいに支援事業はなっているか、もしわかれば。

○委員長（北村喜代隆）

服部君。

○福祉支援課課長補佐（服部幸治）

今回のこの事業については、3%にプラス特例枠として2,500万の枠をつけましょうという事業ですので、その通常ですと米原市の場合で33億の給付費の3%、9,900万がその事業費ベースになるんですけども、それプラス2,500万の枠をつけるので、今の認知症対策と生活支援の関係の事業限定で対象になってくるという制度になっております。

○委員長（北村喜代隆）

副委員長。

○副委員長（藤田正雄）

今これ800万と150万と400万ですね、あと今さっき言われた金額は、2,200万。2,500万。

○委員長（北村喜代隆）

服部君。

○福祉支援課課長補佐（服部幸治）

満額にはなっておりませんで、認知症の初期支援チームというもののちょっとドクター部分とかが非常にハードルが高くなっておりまして、その辺の経費なんかちょっと見込んでいないので、枠目いっぱいにはなっていないところです。

○委員長（北村喜代隆）

よろしいか。

○副委員長（藤田正雄）

今後そういうものは見込まれる、結構医療機関との連携というのは大事だと思うんですけども、そこら辺で見込まれる予定はないんですか。

○委員長（北村喜代隆）

服部君。

○福祉支援課課長補佐（服部幸治）

初期支援チームの関係で、そのドクター枠が認知症の臨床が専門的に5年とかいうような、非常にハードルが高くて、これがどうも厚労省のほうもそのハードルが高いために市町村が手が上げられないというような現状で、引き下げてくるというような方向が出てきておりますので、そうなってきましたら、残りの枠を使ってその認知症対策、支援チームの関係の事業費をまた上げさせていただきたいと思えます。

○委員長（北村喜代隆）

よろしいか。

堀江委員。

○委員（堀江一三）

介護予防事業費の中の委託料13節ですね、日常生活圏域ニーズ調査未提出者訪問事業があります。この未提出者は何年度の未提出者で、何名ぐらいおられるのか。

○委員長（北村喜代隆）

高畑次長。

○健康福祉部次長・福祉支援課長（高畑健一）

25年度に実施しております。未提出者は約2,500程度ということでなっております。

以上です。

○委員長（北村喜代隆）

堀江委員。

○委員（堀江一三）

この2,500の未提出者を委託、調査をされるために委託をされるんですが、これはどこに委託をされるんですか。

○委員長（北村喜代隆）

高畑次長。

○健康福祉部次長・福祉支援課長（高畑健一）

基本的には市の社会福祉協議会ですが、そちらのほうとの協議をこれから進めていく予定をしております。

以上です。

○委員長（北村喜代隆）

はい。

○委員（堀江一三）

この調査をされるということなんですが、それは例えば成果というのはどういうぐあいにあらわれてきますか。

○委員長（北村喜代隆）

服部君。

○福祉支援課課長補佐（服部幸治）

このニーズ調査、3年に1回の調査でして、65歳以上の方全員に、米原市の場合全員、1万人全員に調査をしております。中身的には一応計画に反映するニーズ、意向なんかもあるんですが、基本チェックリストというその方の今の状況がどういう状況なのか、身体状況とか物忘れとかどういう状況だという基本チェックリストが中に一緒に入っております、3年ごとに米原市内の高齢者の方の状況をどうなっていくのかというのを追っていると、そういうふうで介護保険の認定にならないように、今までですと二次予防高齢者と言っておりますが、ちょっとお体が弱られてきた方々を訪問をして、こういうサロンへ行きましょうねとか、こういうリハビリしましょうねというようなサービスにつなげていることで活用させていただいています。

○委員長（北村喜代隆）

堀江委員。

○委員（堀江一三）

いわゆる25%の人が未提出だという中で、100%の回収を目指しておられるんですか。

○委員長（北村喜代隆）

服部君。

○福祉支援課課長補佐（服部幸治）

できれば100%を目指したいと思いますが、3年前で日本一が北海道のまちで97%で、米原市は96%でした。ほぼ回収をさせていただいてるところでございます。

○委員（堀江一三）

1%負けていますので、ぜひとも99%までいっていただきたいと思います。以上です。

○委員長（北村喜代隆）

高畑次長。

○健康福祉部次長・福祉支援課長（高畑健一）

先ほど申しあげました調査対象者数ですけども、2,500と申しあげましたけども、正確には26年4月1日現在で2,158人ということで出ております。大体約25%ということでございます。

以上です。

○委員長（北村喜代隆）

2,158人、約25%ということですよ。4分の1が未回収ということやね。

うちの母のところにも来ています。自分で買い物に行けますかとかそんなアンケートですね。

ほか質疑ありますか。

(「質疑なし」)

○委員長（北村喜代隆）

よろしいか。

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、議案第65号 米原市地域福祉センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明をお願いします。

高畑次長。

○健康福祉部次長・福祉支援課長（高畑健一）

議案第65号 米原市地域福祉センター条例の一部を改正する条例についてを御説明いたします。

この条例の主な改正につきましては、福祉支援課が所管しております米原市地域福祉センターゆめホール、及びやすらぎハウスの地域福祉センターに係る使用料等について見直しを行うものです。また、条例の文言の一部を整備するものです。

施設の使用料は、地方自治法第225条に基づき、公の施設の利用者に、その利用の対価として負担していただいております。しかし、施設の維持管理に要する経費に不足が生じれば公費で賄うことになり、利用していない人にまで負担をしていただくことになってしまいます。このことから、利用者間の公平性、利用する人と利用しない人の公平性を高めるために、使用料等を見直しするものです。

それでは、4ページ・5ページの新旧対照表をごらんください。

5ページにありますとおり、現行の条例においては、第8条の2で地域福祉センターの利用料金について、施設の利用者は基本的には料金は無料としており、目的外使用の場合は有料となり、利用料金を徴収することになっています。

今回の改正では、第9条の地域福祉支援センターの使用料から第11条の使用料の不還付までの条文を追加しております。

まず、第9条で施設の利用者は使用料を納付することが規定され、第10条で使用料の減額や免除についての規定があり、第11条で使用料の不還付と全部及び一部還付のことが規定されております。

それでは、6ページ・7ページをごらんください。

6ページの現行では第16条利用料金の収受として3項の規定となっておりますが、7ページの改正後では、第19条利用料金として5項の規定としております。この重立った変更は、第3項での指定管理者は市長の承認を受ければ地域福祉支援セ

センターの使用料の上限を1.5倍とすることができるとしているところです。

さて、具体的な使用料の改定につきましては、7ページ・8ページをごらんください。

別表の右側の欄、現行の料金体系では、ゆめホールは午前午後、昼間、夜間、また、やすらぎハウスは半日、全日といった時間帯で料金が設定されていますが、別表の左側の欄、改正後はどちらの施設も1時間当たりの単価設定となります。また、市外の利用者負担につきましては、現行では利用料金の1.5倍であったものが、改正後では2倍に設定しております。

なお、付則において、施行期日等を規定しております。

以上、米原市地域福祉センター条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（北村喜代隆）

はい、御苦労さまでした。

これより質疑に入りたいと思います。

皆さんから質疑をお受けします。質疑ありませんか。

よろしいか。

議長。

○議長（的場收治）

冷暖房設備は、改正前では利用した場合にはその額を支払わなければならないと。今回はこの使用料の中に入っているというようなことやと思うんですけども、その確認だけさせてください。

○委員長（北村喜代隆）

高畑次長。

○健康福祉部次長・福祉支援課長（高畑健一）

今、議長さんの言われたとおり全て入っておるということで御理解いただきたいと思います。

○委員長（北村喜代隆）

はい。

○議長（的場收治）

そのときに、冷暖房を入っているので使われるんですけども、これは各部屋単位で冷暖房ができるようになっていきますか。

○委員長（北村喜代隆）

高畑次長。

○健康福祉部次長・福祉支援課長（高畑健一）

各部屋ごとに冷暖房を入れられるということでございます。

○委員長（北村喜代隆）

議長。

○議長（的場收治）

その中で使用料を払っておられるので、それは自由に使えるというようなことでよろしいですか。

○委員長（北村喜代隆）

高畑次長。

○健康福祉部次長・福祉支援課長（高畑健一）

自由に使っていただくということで御理解いただきたいと思います。

○委員長（北村喜代隆）

ほか質疑ありますか。

（「質疑なし」）

○委員長（北村喜代隆）

よろしいか。

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第66号 米原市ボランティアセンター三島荘条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明をお願いします。

的場課長。

○高齢福祉介護課長（的場文男）

議案第66号 米原市ボランティアセンター三島荘条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この条例の主な改正につきましては、高齢福祉介護課が所管しております米原市ボランティアセンター三島荘に係る使用料等について見直しを行うものです。また、条例の文言の一部を整理するものですが、4ページ以降の新旧対照表により御説明申し上げます。

それでは、4ページをごらんください。

現行の条例においては、第7条の3項建ての規定で利用料金を定め、その第1項で利用許可を受けたものの利用料金を別表に定める料金としておりますが、改正後はその7条本文で使用料に置きかえて規定しております。また現行7条2項の利用料減額、免除規定、同3項の既納の利用料の不還付規定は、改正後は5ページにかけて8条、9条で改めて条文追加しております。

それでは、6ページ・7ページをごらんください。

まず6ページの現行第15条、利用料金の收受として3項の規定となっておりますが、改正後は、第17条、利用料金として5項の規定としております。ここの重立

った変更は、第3項での指定管理者は市長の承認を受ければボランティアセンター三島荘の使用料の上限を1.5倍とすることができるとしているところです。

具体的な使用料の改定については、7ページをごらんください。

別表右側の欄、現行の料金体系では、ボランティアセンター三島荘は半日、全日といった時間帯で料金が設定されていますが、別表の左側の欄、改正後はどちらの施設も1時間当たりの単価設定となります。また、改正前は個人が利用する場合、1人1日100円料金や、市内に居住する60歳以上の者の利用について、特段規定がありましたが、改正後は市外の利用者負担を2倍に相当する額として特段規定を設けております。

なお、付則において、施行期日、指定管理に関する準備行為、経過措置等を設けております。

以上、ボランティアセンター三島荘条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（北村喜代隆）

はい、御苦労さまでした。これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

今中委員。

○委員（今中力松）

これ改正後は時間単位で1時間当たりこういう料金になっていますが、現行とこの改正後では月当たりの収入料金は大分変わってくるんですか。予測として。

○委員長（北村喜代隆）

的場課長。

○高齢福祉介護課長（的場文男）

利用日数からこちらの影響額等をこれまで計算してございます。単純に時間料金に直しますと、大集会場は375円、小集会場は250円といったような計算値が出てまいります。それを改定料金300円、200円に置きかえて利用者、利用回数、時間そういったところで計算しまして、影響額っていうのは料金自体は下がっておりますけども、今までの減免というふうな方々がございますので、そういったところで14万円ほどの使用料増加というふうなところになります。

ただ、こちらは減免規定等の活用と申しますか、指定管理者等の判断の中でその利用について減免といった部分も考えられますので、ここらは今までの利用者さんの負担が大幅にふえないような措置ということで設けた部分でもございます。

料金の影響額については、今ほど申し上げた状況でございます。

○委員長（北村喜代隆）

今中委員。

○委員（今中力松）

今までこれ半日と全日という分け方だけやったから、その長い時間、例えば2時間、3時間で半日分とられていた方にはこういった料金のほうがやはりお得になるということで、それは結構だと思いますので、そんなに大きく影響がなかったらこういうふうな改正後になったほうがいいと思います。

以上です。

○委員長（北村喜代隆）

堀江委員。

○委員（堀江一三）

昨年でしたか、この三島荘視察に行かせていただきまして、いわゆる建築年数、それから耐震の問題含めて、かなり危険な状態であるという説明を受けたんです。そこは米原市のボランティアの皆さん方の拠点となっています。現時点で将来的にこの三島荘ですね、どのような方向性を持っておられるのか、答えられなかったら市長でも結構ですし、お答えいただきたいと思います。

○委員長（北村喜代隆）

的場課長。

○高齢福祉介護課長（的場文男）

公のあり方検討会の中では、27年から廃止というふうな一定の状況ではございましたが、今ほど堀江議員がおっしゃられたように、山東地域での福祉施設の拠点というふうな部分もございます。次の地域福祉の拠点整備というふうなところも今検討されているところでございます。あと、もう少しこれを延命させていただきたいというふうなところで、27年からもう一度指定管理というふうなところで施設の継続を考えているところでございます。

○委員長（北村喜代隆）

堀江委員。

○委員（堀江一三）

危険を承知でというところちょっと言葉は悪いですけども、今、米原市内に遊休施設、極端なと言いますと息郷小学校ですね、あれ統合によってあいていますですね。例えばああいったところを活用していくということも一案かと思いますが、今後、御検討をいただけたらと思います。答弁は結構です。

○委員長（北村喜代隆）

ほか質疑ありますか。

議長。

○議長（的場收治）

改正前のやつの備考の中で、個人が利用する場合は1人1日100円、そして市

内に居住する60歳以上の者が利用するときは当該、これはあえてこういうようなことをあえてつけられたと思うんですけど、今回、これを省かれて影響を受けるのはどのような影響になるのか、ちょっと教えてください。

○委員長（北村喜代隆）

的場課長。

○高齢福祉介護課長（的場文男）

1人1日100円という方の実績はこれまでもございません。ここ近年ございませんし、施設利用者は高齢の方ですので60歳以上の方でこれまで全て減免というふうな状況ではございました。それで、先ほど申し上げましたように、そのこれまでの減免というふうな部分は、この施設のあり方、目的等がボランティアの調整というふうなところもございますので、そういった部分で指定管理者と協議しながら減免のところで影響額がないようなところに持っていけるのかなというふうなところは思います。

○委員長（北村喜代隆）

副委員長。

○副委員長（藤田正雄）

ちょっと今減免って、免除ですか、基本的に全員。60歳以上が使われた場合は。減額というのはあるんですか。

○高齢福祉介護課長（的場文男）

今まで全部免除でした。減額というふうなものは今までもございません。

○委員長（北村喜代隆）

副委員長。

○副委員長（藤田正雄）

今後その指定管理者と協議をするということで、減免規定を運用していくということなんですけど、そこら辺全体のルールとそこの三島荘との関連の中で、そこら辺の関係はどう考えておられるのか。

○委員長（北村喜代隆）

的場課長。

○高齢福祉介護課長（的場文男）

まず、今まで免除の方というのは、経過措置の中で、付則の中で第4項で29年3月31日まではというふうな書き出しで経過措置が書いてございますが、これは今までの方、免除された方は2分の1の料金というふうな経過措置の既定でございます。これともう一方、新17条の第5項ですね、指定管理者は特別な理由があると認められるときは市長の承認を受けてこれを減額し、または免除することができるというふうな1項を設けている中で、今後の指定管理者との状況、これまでこの

三島荘を利用されていた団体というのは、指定管理者が全て把握されているというふうな中で、そういった一物一件を御相談申し上げて、協議していくことになろうかと思います。

○委員長（北村喜代隆）

よろしいか、副委員長。

鏑田委員。

○委員（鏑田明）

今ほどの問題でない、三島荘の方向性ですね、方向性について、先ほど27年度までということになってた。それをもう少し継続して使いたいということでしたけど、いつごろまでという、継続して使う時期というのはいつごろまでのことを思っているんですか。

○委員長（北村喜代隆）

的場課長。

○高齢福祉介護課長（的場文男）

最長2年というふうなところで考えております。これは地域福祉センターの新たな構想との、計画との兼ね合いで最長2年を今打ち出しているような、方向づけているようなところでございます。

○委員長（北村喜代隆）

鏑田委員。

○委員（鏑田明）

地域福祉センターとの兼ね合いが2年間の間に兼ね合いも考えた中で、その継続、対応していきたいということでしたが、先ほども堀江委員からも話が出ていましたように、現地見てもらうと非常に老朽化している。そこへ耐震対策がとれていない。そういう中で、万が一そういう不測の事故なんかが起きたときに、やっぱり市がきちっとした責任をとらなきゃならないという、そういう状況になると思うんです。2年といわず計画だけでもやはり早くしていくという、そういう方向性で取り組んでもらいたいというふうに思うんですが、その辺については誰かな、市長かな、部長かな。

○委員長（北村喜代隆）

佐竹部長。

○健康福祉部長（佐竹登志子）

おっしゃるとおり、これは山東地域の地域福祉センターの拠点ということですので、いろんな可能性を検討して2年間の中で検討していきたいと思いますので、よろしく御理解をお願いします。

○委員長（北村喜代隆）

はい、どうぞ。

○委員（鏑田明）

2年ということは理解できますけど、できればその2年も1日でも早くという、そういう方向で考えてもらえればというふうに思います。

以上です。

○委員長（北村喜代隆）

ほか質疑ありますか。

減免について、割と簡単に減免するような雰囲気ですけれども、最後にそこどうですか。公平性という観点から、既にその減免されているその団体については、市から別の補助金も出とって、二重補助になるんじゃないかってそんな指摘がある中でこの使用料の見直しだというふうにも思っていますけれども、そこはいかがですか。

的場課長。

○高齢福祉介護課長（的場文男）

ここの施設自体がボランティア調整でそのボランティアをやっていただいている方が高齢者の方が多いというふうな中で、その高齢者の方がボランティアをするに当たって相談をしておられる、そういうふうな部分もございますので、その目的等と鑑みて調整をしていきたいというふうなところでございます。

以上でございます。

○委員長（北村喜代隆）

はい、わかりました。

いいですね、それじゃあ。

（「質疑なし」）

○委員長（北村喜代隆）

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、議案第67号 米原市西部デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明をお願いします。

的場課長。

○高齢福祉介護課長（的場文男）

議案第67号 米原市西部デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

先ほどの議案第66号と同じように、4ページ以降の新旧対照表により御説明申し上げます。

それでは、5ページをごらんください。

現行の条例においては、第13条で4項建ての規定で西部デイサービスセンターきらめきステーションの利用料金を定め、その第1項により、基本的に施設の料金は無料としており、目的外使用の場合に、利用料金を徴収することになっておりますが、改正後は左側13条のとおり使用料に置きかえて規定しております。また現行13条2項の使用料の減額、免除規定、同3項の既納の利用料の不還付規定は、改正後は14条・15条で改めて条文追加しております。

6ページの現行条例第14条に、管理の代行等について指定管理関係を規定していましたが、今回の改正では、第17条・18条で再整理しております。

それでは、7ページをごらんください。

現行第15条に利用料金の収受について規定されておりましたが、改正後は、第19条利用料金として5項の規定としております。この重立った変更は、先ほど同様、上限額1.5倍規定でございます。

具体的な使用料の改定については、8ページをごらんください。

別表の右側の欄、現行の料金体系では、半日、終日、夜間といった時間帯で料金が設定されていますが、別表の左側の欄、改正後はどちらの施設も1時間当たりの単価設定となります。また、市外の利用者負担につきましては、改正後では2倍に設定しております。

なお、付則において、施行期日、指定管理に係る準備行為、経過措置等を設けております。

以上、米原市西部デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（北村喜代隆）

はい、御苦労さまでした。これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

いいですか。それでは。議長。

○議長（的場收治）

先ほどにも少し絡むんですけども、減免措置は100%とその都度市長が定める額と、そして50%以内という基本的な方針を示されていまして、先ほど委員長から言われたように、そんなに簡単に減免ができないんじゃないかなというふうな、考え方としては今回そのような形やと思うんですけども、施設の設置目的に応じた減免をする場合には、免除でなくて減免をするということで50%以内ということがうたわれているんですけども、先ほども含めてそのような適用をされていくんですか。それとも市の行政機関及び市の附属機関等を含むが主催または共催による、使用するときの100%を充てられるのか、その辺どうなんかな。

○委員長（北村喜代隆）

的場課長。

○高齢福祉介護課長（的場文男）

この西部デイサービスセンターのうち、きらめきステーションというふうな部分の使用料につきましては、三島荘と違い基本的に無料です。目的というのが条例で定まっています、その目的以外の利用が、これまでさかのぼってちょっと見えますとひどくないと。この目的に応じた使用料でしかないというふうなところで、影響額もこちらはゼロ円なんです。もともと無料でやってというふうなことから、目的外の利用もさしてなかったということで、今回、改正後も今までどおりの使い方目的外の利用はないというふうな中で、減免というふうなところも出てこないのかなというふうに思います。

○委員長（北村喜代隆）

議長。

○議長（的場收治）

ちょっと確認で、先ほどの三島荘の場合は免除になるのかな。減免になるのかな、そこだけちょっともう一回、もとに戻って申しわけないけども、委員長いいですか。

○委員長（北村喜代隆）

はい、どうぞ。

的場課長。

○高齢福祉介護課長（的場文男）

免除か減免かですが、免除というやつはゼロ円、減免はそれなりのお金をもらうというふうなところがございます。その使われ方等はそれぞれ鑑みてというふうな中で減免は2分の1規定、経過措置の中での取り扱いになりますし、免除というふうなところは17条の第5項の取り扱いになるので、そこらを見きわめての取り扱いにさせていただきたいと思います。

○議長（的場收治）

わかりました。

○委員長（北村喜代隆）

ほか質疑ありますか。

（「質疑なし」）

○委員長（北村喜代隆）

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第68号 米原市伊吹健康プラザ愛らんど条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明をお願いします。

立木課長。

○健康づくり課長（立木ひろみ）

健康づくり課立木です。説明させていただきます。

議案第68号 米原市伊吹健康プラザ愛らんど条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

この条例の主な改正については、健康づくり課が所管しております米原市伊吹健康プラザ愛らんどに係る使用料等について見直しを行うものです。また、この条例の文言の一部を整理するものです。

それでは、5ページ・6ページの新旧対照表をごらんください。

6ページにありますとおり、現行の条例においては、第8条で施設の利用者は利用料を納付することが規定されておりました。今回の改正では、第10条・第11条で、使用料金の減額または免除及び不還付についての規定を追加しております。

それでは、7ページ・8ページをごらんください。

現行では、第16条、利用料金の収受として3項の規定となっておりますが、改正後では、第19条利用料金として5項の規定としております。ここの重立った変更は、第3項で施設利用料の額は、指定管理者が、市長の承認を受ければ、利用料の上限を1.5倍とすることができるとしているところです。

さて、具体的な使用料の改定については、9ページをごらんください。

別表の右側の欄、現行の料金体系では、愛らんどは午前、午後、夜間といった時間帯で料金が設定されていますが、改正後はどちらの施設も1時間当たりの単価設定となります。また、市外の利用者負担につきましては、現行では利用料金の1.5倍であったものが、改正後では2倍に設定しております。

なお、付則において、施行期日を平成27年4月1日からとするものです。

以上、米原市伊吹健康プラザ愛らんど条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（北村喜代隆）

はい、御苦労さまでした。これより、本案について質疑に入りたいと思います。

質疑ありませんか。よろしいか。

ちょっと私から。1時間当たり、例えば多目的研修室1ですと200円になる。今まで午前中、半日使うとこれは500円でしたけども、500円が半日4時間とすると800円が上がりますね、という理解でいいんですね。あとは、そうか、そういうことですね。そういう理解でいいんですね。ほかはみな下がっている感じがするんですけども、ここは上がっている。半日の使用なら上がっているという。その影響は。

立木課長。

○健康づくり課長（立木ひろみ）

そのように、今おっしゃったとおり、委員長がおっしゃったとおりになります。

影響のほうですけれども、愛らんのほうの実績を見ておきますと、計算をいたしまして、社協、今までの指定管理者の自主事業として使用されていたりとか、あるいは市が主催または共催によって使用して減免になっていくところもありますので、影響額としては3万6,678円の増に、影響額が出ると、減免前と比較しまして、3万6,678円の影響が出るというふうに計算しております。

○委員長（北村喜代隆）

3万6,000円ふえる。負担してもらうのがふえる。

○健康づくり課長（立木ひろみ）

はい。

○委員長（北村喜代隆）

年間でね。

○健康づくり課長（立木ひろみ）

はい。

○委員長（北村喜代隆）

わかりました。

じゃあほか質疑いいですね。

（「質疑なし」）

○委員長（北村喜代隆）

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第69号 米原市米原げんきステーション条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明をお願いします。

立木課長。

○健康づくり課長（立木ひろみ）

健康づくり課立木です。

議案第69号 米原市米原げんきステーション条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

この条例の主な改正については、健康づくり課が所管しております米原市米原げんきステーションに係る使用料等について見直しを行うものです。また、この条例の文言の一部を整理するものです。

それでは、4ページ・5ページの新旧対照表をごらんください。

今回の改正で第7条の使用料から第9条の使用料の不還付までの条文を追加しております。新たに使用料を徴収する施設として、三世代交流の部屋、やすらぎの部

屋、リハビリの部屋の3部屋を料金設定するとともに、方針に基づく使用料の減免措置を規定するものです。

なお、付則において、施行期日を平成27年4月1日からとするものです。

以上、米原市米原げんきステーション条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（北村喜代隆）

はい、御苦労さまでした。これより、本案についての質疑を求めます。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」）

○委員長（北村喜代隆）

それでは質疑なしと認めます。

続きまして、議案第70号 米原市保健センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明をお願いします。

立木課長。

○健康づくり課長（立木ひろみ）

健康づくり課立木です。

議案第70号 米原市保健センター条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

この条例の主な改正については、健康づくり課が所管しております米原市保健センターに係る使用料等について見直しを行うものです。また、この条例の文言の一部を整理するものです。

それでは、3枚目の新旧対照表をごらんください。

今回の改正で8条の使用料から第10条の使用料の不還付までの条文を追加しております。新たに使用料を徴収する施設として、プレイルーム、調理室の2部屋を料金設定するとともに、方針に基づく使用料の減免措置を規定するものです。

なお、付則において、施行期日を平成27年4月1日からとするものです。

以上、米原市保健センター条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（北村喜代隆）

はい、御苦労さまでした。これより、本案件についての質疑に入ります。

質疑ありますか。

はい、どうぞ。副委員長。

○副委員長（藤田正雄）

今までこの貸し出しというのはなかったということなんですね、対象がないとい

うこと。この中で調理室とかで100円とかって出ているんですけども、いろんな調理器具とかそういうふうなものも使われると思うんですけども、そこら辺の利用料とかそういうのはどうなっているんですか。いろんなものを使っても別に100円さえ払えばいいわけですか。

○委員長（北村喜代隆）

立木課長。

○健康づくり課長（立木ひろみ）

はい、使っていただいて結構です。

○委員長（北村喜代隆）

それと副委員長の質問の中で、最初にあった今まで使ってもらってなかったんですね、これから使ってもらおうようにするんですねということがありましたけども、そのことについてはどうですか。

これはその前のげんきステーション条例も一緒やと思います。今まで料金設定がなくて新たに設定されたということは、今までその使ってもらっていなかったのか、使ってもらっているんでしたら、その影響は一体どういうことが起こるのか。

立木課長。

○健康づくり課長（立木ひろみ）

済みません。今までは規定がなかったので、今度は規定をつくって利用料をとらせていただくということになります。

○委員長（北村喜代隆）

影響は。

○健康づくり課長（立木ひろみ）

近江の保健センターですけれども、今までに健康推進委員会とかほとんどが健康推進員さんが使っておられたので、その影響としては4,800円の増になります。

○委員長（北村喜代隆）

年間で。

○健康づくり課長（立木ひろみ）

年間で、はい。それから、げんきステーションのほうですけれども、げんきステーションは運動の自主グループとか、あと健康推進員さんが使っていらっしやいましたので、その影響額は2万8,200円の増になります。

以上です。

○委員長（北村喜代隆）

はい、ありがとうございます。

ほか質疑ありませんか。

議長どうぞ。

○議長（的場收治）

細かいことですが、今調理室が使われた場合はいろんなものを自由に使ってもらっても使用料には影響しないということなんですけれども、ほかの施設の場合には付帯設備の利用については規則で別に定めるといふような項目も実はあるんですけれども、調理室を使うということになると、簡単な調理器具程度はいいんですけども、例えばガスを使ったりとか電磁調理機器を使ったりとかということにもなると思うんですけども、そういった場合にも全然問題がないということによろしいですか。

○委員長（北村喜代隆）

立木課長。

○健康づくり課長（立木ひろみ）

近江の保健センターの調理室はガス器具程度しかございません。電磁調理器はございませんので、ガスの使用についてと料金程度になるかと思いますが、それでこちらの料金設定でさせていただこうと考えております。

○委員長（北村喜代隆）

議長。

○議長（的場收治）

近江の保健センターにおける使用料はほかの施設の冷暖房費が一緒に入っている使用料に、ガスとかも使った場合も含まれているというような解釈をするということですね。はい。

○委員長（北村喜代隆）

ほか質疑ありますか。

的場課長。

○高齢福祉介護課長（的場文男）

先ほど高齢福祉課所管の施設の中で説明をさせていただいた部分で、言葉遣いで訂正させていただきたいところがございます。

減額か免除かというふうな再度の御質問をいただいたときに、ざっと説明させていただいて最後に減免と申し上げたようで、減免というのは減額と免除を合わせた言葉遣いがございます。余計わからんようになってしまった方もいるというふうなところで申しわけございませんでした。

それと、減免の部分につきましては、指定管理者があるときには指定管理者がそのイニシアチブをもってできるというふうな規定になります。そこから米原市は協議に応じさせていただいて、対応するというふうなことですが、どうやら僕の説明は市が判断する、判断するというふうな言い方をしていたようですので、その部分もあわせて訂正させていただきたいと思います。指定管理者の判断で市が相談させ

ていただくというふうなところです。

以上でございます。

○委員長（北村喜代隆）

訂正を認めたいと思いますが、皆さんよろしいですか。

じゃあ訂正を認めます。

これをもちまして健康福祉部の所管の議案については全て終わりました。

ここで当局の皆さんは退席いただいて結構です。

ありがとうございました。御苦労さまでした。

それでは、通常の手順でいきますと、これから先それぞれの議案についての討論・採決というふうになって、その後請願と請願の審査ということになりますけども、ちょうど今傍聴に聾啞の皆さんがお越しですので、請願から審査を始めたいと思いますが、一旦5分、もうあれですね、食事時間をとらずにこのまま継続でいいわけですね。

一旦5分間トイレ休憩を取ります。再開は12時20分からということでお願いします。

午後0時15分 休憩

午後0時20分 再開

○委員長（北村喜代隆）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより、請願第1号 手話言語法制定を求める請願を議題といたします。

本件については、本会議で滝本議員より提案説明がありました。委員会での説明は省略いたします。

事前に皆様のお手元には「手話でGO」というパンフレットを配付しております。本会議での滝本議員の説明、そしてこのパンフレットを皆さん見ていただいてということで、これから皆さんからの御意見をお伺いしたいと思います。

そしてまた、皆さんにお配りしたのは議会事務局でプリントアウトしてもらったものですが、今、皆さんのお手元には正式なものが行っております。

それでは、請願第1号について意見などのある方の発言をお願いいたします。

堀江委員。

○委員（堀江一三）

委員長からいただきました「手話でGO」というのは十分読まさせていただきました、大分理解はできたと思っておりますけども、これ6月14日の中日新聞なんですけども、そこにこんな記事が載っております。昨年12月、南アフリカ共和国のマンデラ元大統領の追悼式でオバマ大統領が演説をしたわけでありまして、そのそばで手話通訳をされた方がおられまして、その内容が「さあパーティーを始めようぜ、演説は退屈だ」というような手話で話されたそうでありまして、これを多くの方が笑ったわけなんですけども、日本でもあり得ると思うんですね。いわゆる手話というものの理解できていない部分が多分あって、そしてまた過去においてはこの手話が、差別化されてきたというんですかね、口でしゃべってしかだめだということも教育の中であったようです。この中で三重県松阪市で手と手でハートをつなぐ手話条例ってというのが採決されて施行されておりますので、ぜひともこの意見書は通していただいて、国のほうに送っていただけたらと思います。

以上です。

○委員長（北村喜代隆）

ほか意見ございませんか。

鏑田委員。

○委員（鏑田明）

今の堀江議員と同じ考えでありますけども、障害者基本法の中でそういう手話に対しての、聾唖者に対しての総合支援法がありまして、地方自治体では手話通訳の派遣事業を実施するということが義務づけもされているわけでありまして、全国では今三重県の例が挙がりましたが、石狩市ですか、北海道の石狩市、それからほかにも条例制定までされておるということでありますので、ぜひこれは採択していただくのと同時に、この委員会でも条例制定に対しての市に対して何らかの対策、対応をとっていただくような意見書と申しますか、要望書と申しますか、そういうものも委員会として提出をしたらというふうに思いますので、ぜひ御採択をお願いしたいと思います。

○委員長（北村喜代隆）

ほか御意見ございませんか。

中川雅史委員。

○委員（中川雅史）

僕も同じですけど、去年かな、滋賀県聴覚者障害者福祉大会にも参加させていただきましたし、こういう障がいがあるなしにかかわらずみんながきっちり生きていけるようにこの請願は是非とも通させていただきますいなと思います。

○委員長（北村喜代隆）

よろしいか、ほか意見ありませんか。

(「意見なし」)

○委員長(北村喜代隆)

それでは、ほかに発言がなければこれより討論を行います。
討論ありませんか。

(「討論なし」)

○委員長(北村喜代隆)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第1号 手話言語法制定を求める請願についてを採決いたします。
本請願を原案のとおり採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○委員長(北村喜代隆)

挙手全員であります。挙手全員で採択されました。

それでは、採択されましたので、次、意見書ですね。

委員会発議として、この請願に基づく意見書を提出したいと思います。事前に皆さんにはファクスでその意見書の内容を送らせていただいていたました。この意見書については、地方自治法第109条第6項に基づき、委員会の提案によることとしたいというふうに思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」)

○委員長(北村喜代隆)

ありがとうございます。異議なしと認めます。

よって、この意見書、手話言語法制定を求める意見書については、委員会発議によることと決定いたしました。

意見書案はお手元に配付のとおりであります。

この意見書案について、意見などのある方は発言をお願いいたします。

鏑田委員。

○委員(鏑田明)

先ほど私の賛成の中でお願いした点ですけど、この米原市に条例制定のお願いと申しますか要望、そういうものがその中に書き込めない、書き込めないと思うんですが、例えばその中に書き込めないとしたら、委員会としてその条例制定を促す、そういう要望書も市のほうへ提出していただきたいというふうに思いますがどうですか。

○委員長(北村喜代隆)

今回のこの意見書については、提出先が衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、

厚生労働大臣、総務大臣宛ということで、この案を作成しておりますので、これはこのままでというふうに思いますけども、今おっしゃったように、米原市でこの手話言語法に関するその条例制定に向けての、どうしたらええかな。またこのことについては案をつくってまた皆さんのほうにお送りしましょうか。

○副委員長（藤田正雄）

よそなんですけど、ちょっと僕も余り情報を、本来は確認せないかん。大体執行部提案、議員。

（「議員提案が一番ええでしょう」の声あり）

○副委員長（藤田正雄）

議員提案のところもあるのではないんですかね。どっちが。

（「執行部提案」の声あり）

○副委員長（藤田正雄）

一度そこら辺もちょっと確認して、どちらが一番いい。

○委員長（北村喜代隆）

議長。

○議長（的場收治）

条例制定ということになりますと、上位法がまだ法案・法律としてできていない中で条例制定ということになると、非常に難しい問題も出てくるのではないかなということもありますので、しっかりとこの健福の委員会でしっかり研究していただいて、お願いをしたいなというふうに思いますが。

○委員長（北村喜代隆）

鏝田委員。

○委員（鏝田明）

確かに議長おっしゃるように上位法等の関係があると思うんです。しかし、もう既に全国では3カ所、4カ所ぐらいもう制定されておりますので、ここはその辺については別段問題ないと思うんです。ただ、その条例の中身についての問題はいろいろ出てこようと思うんです。その辺についてはやっぱり僕は議会提案よりもできれば執行部がそういった条例を勉強していただいた中で、制定していただくのがいいのではないかなという思いがするんですが。

○委員長（北村喜代隆）

ほか意見ありますか。

それでは、今のその米原市としての条例制定に関しては、執行部提案ということで少しこれから研究を進めていこうというふうに思います。それでよろしいか。

（「異議なし」）

○委員長（北村喜代隆）

あと、そうですね、次の議会になるかな。次に議会の常任委員会的場議長。

○議長（的場收治）

もしあれでしたら閉会中に委員会を開いていただくとか、そういうことをやっていただくか、委員会協議会の席でやっていただくか。委員長、考えていただいて。ほんで執行部のほうへということになると、委員会から議長にまず送っていただいて議長のほうからということになると思いますし、その中で議会提案なるか、執行部提案なるかというふうなことをよく研究していただければというふうに思います。

○委員長（北村喜代隆）

はい、わかりました。

じゃあ、進め方については、副委員長とともにまた議長と相談しながら、これからの進め方を相談させていただきたいと思いますので、それでよろしいか。

（「異議なし」）

○委員長（北村喜代隆）

それでは、ほかに発言がなければこれより討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」）

○委員長（北村喜代隆）

討論なしと認めます。

これより、意見書第7号 「手話言語法」制定を求める意見書について、採決いたします。

この意見書について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（北村喜代隆）

ありがとうございます。挙手全員です。

よって、意見書第7号 「手話言語法」制定を求める意見書は、原案のとおり決することに決定いたしました。

意見書案「手話言語法」制定を求める意見書は、会議規則第14条第2項の規定に基づき、議長宛提出させていただきます。

それでは、この請願及び意見書の審査についてはこれで終結いたします。

続きまして、先ほど順序を入れかえましたけども、当局から提案のありましたそれぞれの議案につきまして、順次討論、採決を行います。

それでは、議案第51号 平成26年度米原市一般会計補正予算（第1号）中、健康福祉部常任委員会の所管に属する事項に対し、討論はありませんか。

(「討論なし」)

○委員長(北村喜代隆)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第51号を採決いたします。

当委員会は本案を原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、これに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○委員長(北村喜代隆)

ありがとうございます。挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第52号 平成26年米原市国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算(第1号)に対し、討論はありませんか。

(「討論なし」)

○委員長(北村喜代隆)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第52号を採決いたします。

当委員会は本案を原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、これに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○委員長(北村喜代隆)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第53号 平成26年度米原市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)に対し討論はありませんか。

(「討論なし」)

○委員長(北村喜代隆)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第53号を採決いたします。

当委員会は本案を原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、これに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○委員長(北村喜代隆)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第58号 米原市地域包括医療福祉センター条例についてに対し討論はありませんか。

(「討論なし」)

○委員長(北村喜代隆)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第58号を採決いたします。

当委員会は本案を原案のとおり可決すべきものと決したいと思いましたが、これに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○委員長(北村喜代隆)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第60号 米原市福祉医療費助成条例および米原市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてに対し討論はありませんか。

副委員長。

○副委員長(藤田正雄)

今回の福祉医療費の問題につきましては、65歳から69歳の方、今まで1割負担だったのが、低所得な住民税非課税の老人ですけども、1割から2割ということに倍加されるということで、先ほども言いましたように、県自体がそういう福祉医療の引き下げを狙ってるということについて、やはり市としても、この全て低所得老人1割を助成するということの、そういう強い意志をやはり示すべきだという思いを持っておりますので、この条例について反対したいというふうに思います。

○委員長(北村喜代隆)

原案賛成の討論はありますか。よろしいか。

(「討論なし」)

○委員長(北村喜代隆)

それでは、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第60号を採決いたします。

当委員会は本案を原案のとおり可決すべきものと決したいと思いましたが、これに賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○委員長(北村喜代隆)

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第65号 米原市地域福祉センター条例の一部を改正する条例についてに対し、討論はありませんか。

(「討論なし」)

○委員長(北村喜代隆)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第65号を採決いたします。

当委員会は本案を原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、これに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長(北村喜代隆)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第66号 米原市ボランティアセンター三島荘条例の一部を改正する条例についてに対し、討論はありませんか。

(「討論なし」)

○委員長(北村喜代隆)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第66号を採決いたします。

当委員会は本案を原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、これに賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○委員長(北村喜代隆)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第67号 米原市西部デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてに対し、討論はありませんか。

(「討論なし」)

○委員長(北村喜代隆)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第67号を採決いたします。

当委員会は本案を原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、これに賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○委員長（北村喜代隆）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第68号 米原市伊吹健康プラザ愛らんど条例の一部を改正する条例についてに対し、討論はありませんか。

(「討論なし」)

○委員長（北村喜代隆）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第68号を採決いたします。

当委員会は本案を原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、これに賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○委員長（北村喜代隆）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第69号 米原市米原げんきステーション条例の一部を改正する条例についてに対し、討論はありませんか。

(「討論なし」)

○委員長（北村喜代隆）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第69号を採決いたします。

当委員会は本案を原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、これに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○委員長（北村喜代隆）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第70号 米原市保健センター条例の一部を改正する条例についてに対し、討論はありませんか。

(「討論なし」)

○委員長（北村喜代隆）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第70号を採決いたします。

当委員会は本案を原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、これに賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（北村喜代隆）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、その他のほうに入ります。

その他のほうとしては、先日来、皆さんにお願いしていましたウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書についてということで、先日、情報不足かなと思いましたので、皆さんのほうにはこのもとになっていると思われる請願の文書を抽出いたしましたので、それをファクスで送らせていただいております。

あわせてこのウイルス性肝炎についての死因表から米原市全体、長浜保健所管内、滋賀県、それぞれの死亡者数、あるいはこの今回の意見書の中にあります肝炎治療特別促進事業の申請者数ですね、これも滋賀県、長浜保健所管内、あるいは米原市ということで、それぞれの申請者数についての情報をお送りしております。

ということで、この意見書についてこれから皆さんと協議をしていきたいというふうに思います。

暫時休憩とします。

午後0時41分 休憩

午後0時42分 再開

○委員長（北村喜代隆）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

趣旨については、既に皆さんにお送りしているということで、改めて説明しなくてもよろしいでしょうか。

○委員（堀江一三）

このウイルス性の患者さんというのはA型からB、C含めて、最近ではD、E、G、TTVという患者さんもおられるんです。

○委員長（北村喜代隆）

はい、そうですか。

○委員（堀江一三）

ここに書いてある意見書の分については、B型、C型とされているんですが、いわゆる皆さん方を対象にしたという意見書の内容でよろしいんですか。

○委員長（北村喜代隆）

ウイルス性肝炎ということでこのことは。

（マイクを通さない発言あり）

○副委員長（藤田正雄）

アルコール性肝炎は除かれています。

○委員長（北村喜代隆）

よろしいか。

どういう議論になってどうまとまったんや、今。

等という表現になっておるので。

○議会事務局長（中谷利治）

ウイルス感染で、特にB型、C型と書いていますので、ウイルス性肝炎全体を指していると。

○委員長（北村喜代隆）

文面の中にその部分も入っているということでもいいわけですね、御理解いただいたということで。

お諮りいたします。

この意見書については地方自治法第109条第6項に基づき、委員会の提案によることとしたいと存じますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」）

○委員長（北村喜代隆）

異議なしと認めます。

よって、委員会発議によることと決定いたしました。

意見書について意見のある方、もう既に1回出ましたけども、意見のある方は発言をお願いいたします。

特によろしいか。

副委員長。

○副委員長（藤田正雄）

個人的な感想にもなるんですけど、僕らの同級生にもかなり若いときにけがとかそういうので輸血とか、原因ははっきりしませんけど、そういう輸血で肝炎になって早く、長浜病院の副院長をやっていた先生ですけども、亡くなったりしていますし、友達も亡くなっています。僕らの時代も注射の回し打ちというのがほんまに当たり前のようにされてて、そういう原因も国も責任を認めているというような状況ですので、やはりぜひこのそういう肝炎に苦しんでおられる方がたくさんおられる

と思いますので、そういう支援の意味で意見書を通していただきたいなというふう
に思います。

○委員長（北村喜代隆）

ほか御意見ありませんか。

（「意見なし」）

○委員長（北村喜代隆）

ありがとうございます。

それでは、ほかに発言がなければこれより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」）

○委員長（北村喜代隆）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、意見書案 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書案について、採決いたします。

別紙意見書案について、原案のとおり決定することについて賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○委員長（北村喜代隆）

挙手全員であります。

よって、意見書案 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書は、原案のとおり決することに決定いたしました。

本意見書は、会議規則第14条第2項の規定に基づき、議長宛に提出いたします。

これをもちまして、当委員会が付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。委員会における審査結果については、会議規則第39条第1項の規定に基づき、委員長において本会議で報告いたします。

それでは、これをもって健康福祉常任委員会を閉会といたします。

皆さん、どうも御苦労さまでした。

午後0時48分 閉会

本委員会記録は、真正であることを認め、米原市議会委員会条例第74条第1項の規定により、ここに署名する。

平成26年6月16日

米原市議会健康福祉常任委員長 北村 喜代隆